2 申請書の記載方法

■ 1 作成に当たって

許可申請書は、申請者が許可の要件に合致するかを判断するものですので、誤りや記入漏れ等のないように、正確に記載してください。書類の記載事項に不備があったり、申請内容に疑義が生じたりした場合は、申請書の補正や資料の追加提出を求める場合があります。

また、建設業法13条により許可申請書類等は公衆の閲覧に供されることになりますので、文字は丁寧に記載してください。

■2 一般的注意事項

- (1) 各申請書の で表示された枠(以下「カラム」という。) 内に記入する場合には、 1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
 - ・ 濁音、半濁音を含む文字は1文字として記入
- 例) イバラキ

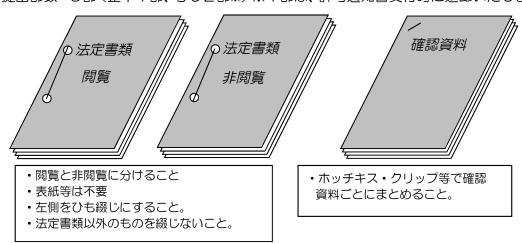
• 「数字」は右詰めで記入

例) [4] [0] [0]

・「文字」は左詰めで記入

- 例) 茨城建設 (株) 🗌 🗌
- (2)特に記載例に指示がない場合、各様式の「申請者」・「届出者」の欄には会社名、所在地及び代表者名を記入すること。
- (3) 法定書類はすべてA4用紙で作成すること。
- (4) 手書きの場合、文字は黒のボールペン又はペンで、楷書で記入すること。
- (5) 訂正は2本線で抹消する方法により行うこと。
- (6) 申請書は、本店を所管する土木事務所に持参して提出すること。なお、土木事務所で申請書の確認をするので、提出の際は、申請内容を十分理解し、間違いを修正できる者が持参すること。
- (7)申請書は、法定書類 (閲覧書類)、法定書類 (非閲覧書類)、確認資料に分けて提出すること。
 - ※閲覧書類と非閲覧書類の区分は、26頁「許可申請書(法定書類)一覧(閲覧・非閲覧別)」の「閲覧・非閲覧の別」を参照)

提出部数:3部(正本1部、写し2部※)※1部は、許可通知書交付時に返却いたします。



3 財務諸表(様式第15号~第19号)の作成について

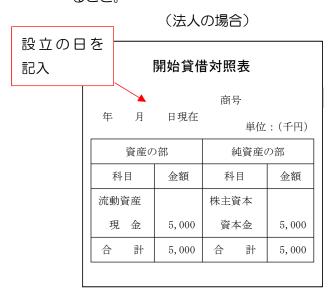
財務諸表の作成に当たっては、次の点に注意してください。

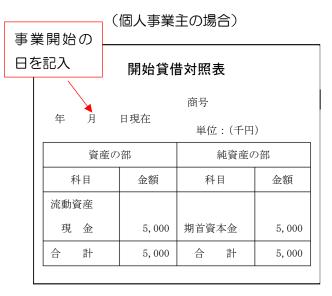
(1) 財務諸表は、下表の区分に従って、作成すること。

	世 · 一 · 今 · 分			/⊞ ↓
	株式会社	特例有限会社	法人	個人
第15号 貸借対照表	0	0	0	_
第16号 損益計算書、完成工事原価報告書	0	0	0	_
第17号 株主資本等変動計算書	0	0	0	_
第17号の2 注記表	0	0	0	_
第17号の3 附属明細書	% 1	_	_	_
第18号 貸借対照表	_	_	_	0
第19号 損益計算書	_	_	_	0
事業報告書 ※2	0	_	_	_

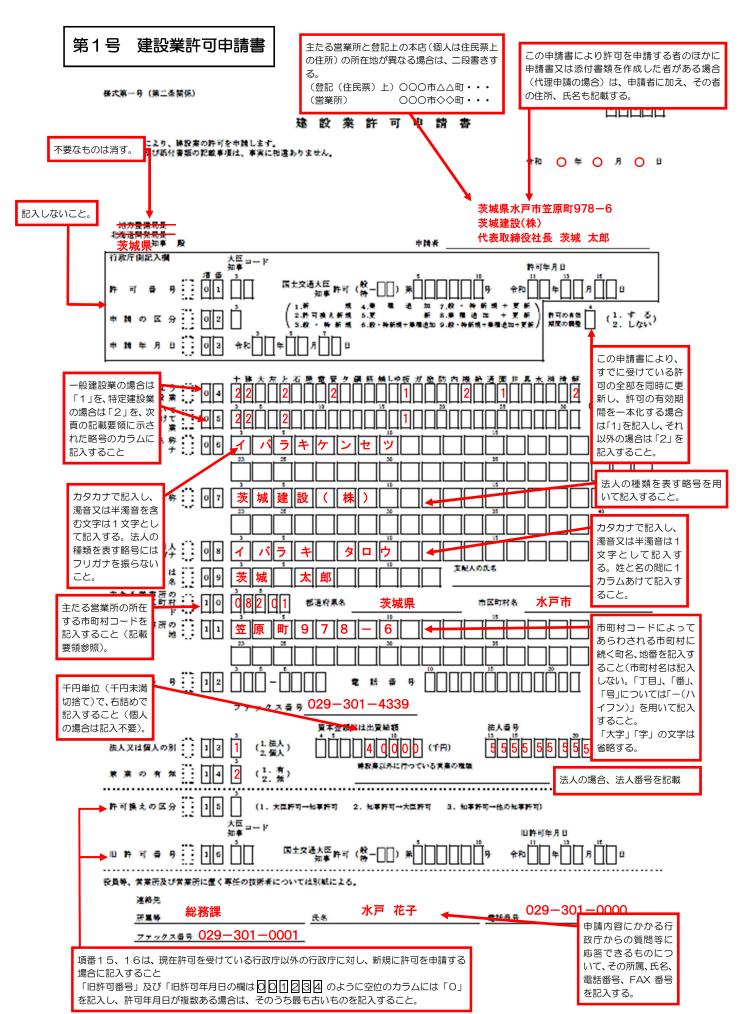
^{※1} 附属明細表は資本金1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社(特例有限会社を除く)が対象

- (2)記入する際は、千円未満切り捨てで記載すること(ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合「千円」とあるのは「百万円」として記載すること)。
- (3)経営事項審査を申請する場合は、「税抜き方式」で作成すること。ただし、消費税免税事業者においては「税込み方式」で作成すること。
- (4) 新規設立(事業開始)で、決算期未到来の場合、下図にならい、開始貸借対照表を作成すること。





^{※2} 事業報告書は任意の様式になります。営業の概況(当期の営業の成果、対処すべき課題等)や会社の概況(主要な事業内容、主要な営業所等、従業員の状況等)を記載してください。



記載要領

- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者(以下「申請者」という。)の他にこの申請書又は 添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に 係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□□□□□□のように左詰めで記入すること。
- 5 0 2 「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 $\boxed{0}$ $\boxed{4}$ 「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

•		
土木工事業 (土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業(建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業 (大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業 (左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業(石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業(塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業(清)
管工事業 (管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業(機)	

7 0 5 「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に 許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。

なお、更新の申請の場合は、 $\boxed{0}$ $\boxed{4}$ 「許可を受けようとする建設業」の欄及び $\boxed{5}$ 「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。

8 0 6 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「ギスは「そのように1文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。

9 0 7 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

例 【 株 】 A 建 設 B 建 設 【 뒦 】 】

種	類			略号
株	式	会	社	(株)
特(列有	限会	社	(有)
合	名	会	社	(名)
如	資	会	社	(資)
合	同	会	社	(合)
協	同	組	合	(同)
協	業	組	合	(業)
企	業	組	合	(企)

- 10 $\boxed{0}$ $\boxed{8}$ 「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「ギスはパーのように1文字として扱うこと。
- 11 0 9 「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の 氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人 の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

12 1 0 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、下表により、主たる営業所の所在する市区町村の該 当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記 載すること

水戸市
目立市
土浦市
古河市
石岡市
結城市
龍ヶ崎市
下妻市
常総市
常陸太田市
高萩市
北茨城市
笠間市
取手市
牛久市
つくば市

08221	ひたちなか市
08222	鹿嶋市
08223	潮来市
08224	守谷市
08225	常陸大宮市
08226	那珂市
08227	筑西市
08228	坂東市
08229	稲敷市
08230	かすみがうら市
08231	桜川市
08232	神栖市
08233	行方市
08234	鉾田市
08235	つくばみらい市
08236	小美玉市
L	L

8 2 2 1	ひたちなか市	東茨城郡	%
8 2 2 2	鹿嶋市	08302	茨城町
8 2 2 3	潮来市	08309	大洗町
8 2 2 4	守谷市	08310	城里町
8 2 2 5	常陸大宮市		
8 2 2 6	那珂市	那 珂 郡	
8227	筑西市	08341	東海村
8 2 2 8	坂東市		
8229	稲敷市	久 慈 郡	
8230	かすみがうら市	08364	大子町
8231	桜川市		
8 2 3 2	神栖市	稲 敷 郡	
8233	行方市	08442	美浦村
8234	鉾田市	08443	阿見町
8235	つくばみらい市	08447	河内町

	結	城	郡	
	0 8	5 2	1	八千代町
,				

猿 島 郡	
08542	五霞町
08546	境町

北相	1 馬	郡
085	6 4	利根町

- 13 1 1 「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続 ⟨町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー(ハイフン)を用いて、例える。 ば霞 が 関 2 - 1 - 1 3 のように記入すること。
- 14 1 2 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー (ハイフン) で区切り、例えば 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 のように左詰めで記入すること。
- 15 1 3 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額

「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたも のである場合にのみ当該法人番号を記入すること。

16 1 5 「許可換えの区分」の欄並びに 1 6 「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けて いる行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「知事 コード 」 の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)(130 大臣 「旧許可番号」の欄の 頁) の分類に従い、該当するコードを記入すること。

カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いもの について記入すること。

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる 者の氏名、電話番号等を記載すること。

第1号 建設業許可申請書別紙1

別紙一 (用紙A4)

役員等の一覧表

令和 ○ 年 ○月 ○ 日

		役員等の氏名及び役名等	
K	茗	役 名 等	常勤・非常動の別
ジュ 茨城	太郎	代表取締役	常勤
	花字	取締役	常勤
^{カサハラ} 笠原	イチロウ 一 郎	取締役	非常勤
	<u> </u>	<u> </u>	Î
	「 常	株主等」については、「役名等」の欄には 株主等」と記載することとし、「常勤・非 勤の別」の欄に記載することを要しない。 お、「取締役」と「株主等」が同一人であ	
	8	場合は、「取締役」と記載する。	「常勤の役員」とは、原則として本社、支店において休日その他勤務を要しない日をき、一定の計画の下に常時所定の時間中、そ職務に従事している者をいう。
	について記載する。 大会計参与、監事、事務局	引長等は役員等に該当しないので記載しない。 	

 ¹ 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の廣決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
 2 「株主等」については、「役名等」の機には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の機に記載することを要しない。

第1号 建設業許可申請書別紙2(1)

(用紙A4) 記入しないこと。 営業所一覧表 (新規許可等) 行政庁側記入欄 分 8 1 1 知事 許可年月日 国土交通大臣 許可 (般 - □□) 第 8 2 許 主たる営業所には建設業を営む営業所を総括し、指揮監督する権限 (主たる営業所) を有する1箇所の営業所(通常は本社、本店等)を記載すること。 用紙が2枚以上にわたる場合、2枚目以降は主たる営業所の情報は ホンテン 主たる営業所の 記載不要。 本店 建大 営業しようとする建設業 営業しよう 8 3 (1.一般) 2.特定) 従たる営業所には建設工事についての見積 (従たる営業所) もり、入札、契約の締結等請負契約に関する ツクバエイギョウショ フリガナ 事務を常時継続して行う事務所をすべて記 載すること。 10 工事現場に臨時に置かれる工事事務所、作 業所等は該当しない。 40 従たる営業所の 所在地市区町村 : 8 5 08 つくば市 都道府県名 市区町村名 10 20 従たる営業所の 86 0 8 7 容 業 しよう::: する建設業:..: 業種追加、般特新規の場合、営業しようとする建設業が変更にならない営業所につい 知事許可業者で、従たる営業所がない(主たる営 ては、記載不要。 業所のみ)場合、「該当無し」と記載。 業種追加、般特新規と更新を同時申請する場合、別紙2(1)に、業種追加等により 営業しようとする建設業が変更となる営業所の情報を記載し、別紙2(2)に更新に 係る営業所の情報を記載する。 市区町村名 都道府県名 10 20 従たる営業所の 8 8 6 30 8 7 営業しよう888 変更前

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カ ラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 図 図及び8 図 「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定 建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

	THE THE TOTAL PROPERTY OF THE HEAVY OF THE H	
土木工事業 (土)	鋼構造物工事業(鋼)	熱絶縁工事業(絶)
建築工事業 (建)	鉄筋工事業 (筋)	電気通信工事業(通)
大工工事業 (大)	舗装工事業(舗)	造園工事業(園)
左官工事業 (左)	しゅんせつ工事業(しゅ)	さく井工事業(井)
とび・土工工事業 (と)	板金工事業(板)	建具工事業(具)
石工事業 (石)	ガラス工事業 (ガ)	水道施設工事業(水)
屋根工事業 (屋)	塗装工事業 (塗)	消防施設工事業(消)
電気工事業 (電)	防水工事業 (防)	清掃施設工事業(清)
管工事業(管)	内装仕上工事業(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事業(機)	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

4 8 5 「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、下表により、従たる営業所の所在する市区町村の該当する コードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載する ح ح

_	۷ .	
	08201	水戸市
	08202	日立市
	08203	土浦市
	08204	古河市
	08205	石岡市
	08207	結城市
	08208	龍ヶ崎市
	08210	下妻市
	08211	常総市
	08212	常陸太田市
	08214	高萩市
	08215	北茨城市
	08216	笠間市
	08217	取手市
	08219	牛久市
	08220	つくば市

08221	ひたちなか市
08222	鹿嶋市
08223	潮来市
08224	守谷市
08225	常陸大宮市
08226	那珂市
08227	筑西市
08228	坂東市
08229	稲敷市
08230	かすみがうら市
08231	桜川市
08232	神栖市
08233	行方市
08234	鉾田市
08235	つくばみらい市
08236	小美玉市

東茨城	郡	結	城	郡	
08302	茨城町	0 8	5 2	1	
08309	大洗町				
08310	城里町	猿	島	郡	
		0 8	5 4	2	
那 珂 郡		0 8	5 4	6	4.4
08341	東海村				
		北	相	馬	
久 慈 郡		0 8	5 6	4	117
08364	大子町				
稲 敷 郡					
08442	美浦村				

阿見町

河内町

	08521	八千代町
		_
	猿島郡	ß
	08542	五霞町
	08546	境町
	北相馬	事 郡
	08564	利根町
_ 		

5 8 6 「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、 街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については−(ハイフン)を用いて、例えば園 が 関 2 -[1] [-] [1] [3] [のように記入すること。

08443

08447

6 8 7 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー (ハイフン) で区切り、例えば 0 3 円 5 2 5 3 - 8 1 1 1 のように左詰めで記入すること。

第1号 建設業許可申請書別紙2(2)

別紙二 (2) (用紙A4)

営業所一覧表(更新)

	営業所の名称	所在地 (郵便番号・電話番号)	営業しようと	さする建設業
	古来//J 少石(4)	別任地(郭庆田号:电品田号)	特定	一般
営主 業た 所る	本店	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6 TEL 029-301-4334	土・建・と	板
	つくば営業所	〒305-0000 茨城県つくば市〇〇町〇〇 TEL 000-000-0000	土・建・と	
			更新の業種のみ記載す	- రెం
	従たる み)、「i	 営業所がない場合(主たる営業所の 該当なし」と記載する。		
従				
た				
る				
営				
業所				
BI				

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業 しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の()内に示された略号により、一般と特定に分け て記載すること。

第1号 建設業許可申請書別紙3

別紙三(第二条関係)		
ıζı	入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	
	21頁の「申請手数料」の区分に従い、添付する。 ※ <u>茨城県知事許可の場合</u> は、茨城県収入 <u>証紙</u>	

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法(昭和42年法律第35号)第24条の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第5項の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を納めた場合にあつては、この限りでない。

第1号 建設業許可申請書別紙4

別紙四

専任技術者一覧表

令和 ○ 年 ○月 ○日

	フ リ ガ ナ		
営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	公 議	±-9 -9	13
	-1パラキ ケシイチ 茨城 健一	解一9 建一9 板一7	20
	久 遊 雄介 梅苗 喜郎	機-2	01 02
つくば営業所	大嶋 雅史	±-9 ¿-9	13
	ックバ 筑波 仁	建-9	37 29
	記載要領(表に従い、 号と技術者 ハイフンで 載する。	60頁)の 業種の略 6の区分を	記載要領(132頁 以降)の別表ニを参 照し、有する資格に 対応するコード記載 する。

記載要領

1 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書(別記様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」又は別紙二(2)「営業所一覧表(更新)」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、記載する技術者が専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の()内に示された略号とを-(ハイフン)で結んで記載すること。

●一般建設業

条文	内 容	コード
法第7条第2号イ	指定学科卒業+実務経験	_[1]
法第7条第2号口	10年間の実務経験	۲4 ا
法第7条第2号ハ	国家資格等、複数業種の実務経験	「7」

●特定建設業

条文	内容	コード
法第 15 条第 2 号イ	国家資格等	[9]
	指定学科卒業 十実務経験(第7条第2号イ) 十指導監督的実務経験	Γ ₂ _J
法第15条第2号口	10年間の実務経験(第7条第2号ロ) +指導監督的実務経験	[5]
	国家資格等(第7条第2号ハ) +指導監督的実務経験	[8]
法第 15 条第 2 号ハ	大臣認定(指定建設業) (15条第2号イと同等)	[3]
公第10 未第2 万八	大臣認定(指定建設業以外) (15条第2号ロと同等)	Г6]

土木一式工事 (土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事 (筋)	電気通信工事(通)
大工工事 (大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事 (左)	しゅんせつ工事(しゅ)	さく井工事 (井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事業(石)	ガラス工事 (ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事 (塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事 (防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事(機)	

2 「有資格区分」の欄は、記載する技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第 15 条第2号の区分 (法第7条第2号ハに該当する者又は法第 15 条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分) につい て別表(二)の分類に従い、該当するコードを記載すること。

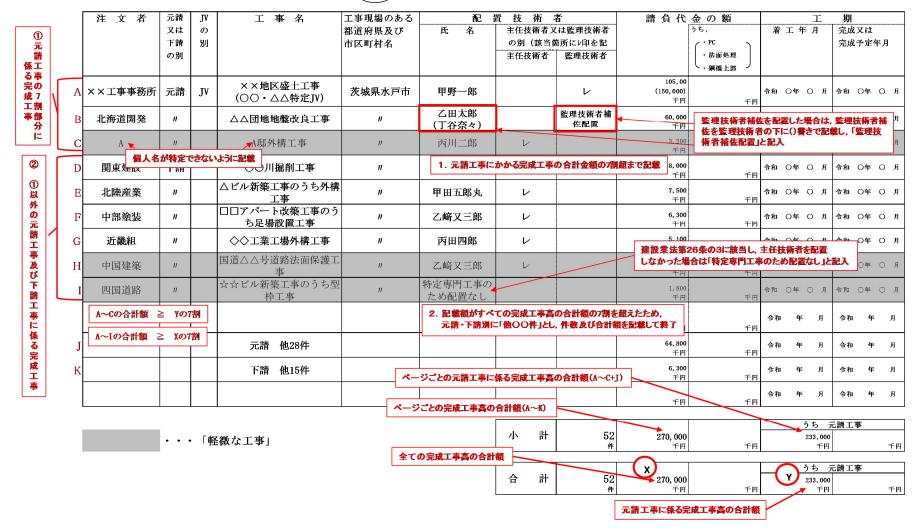
※記載例1

様式第二号(第二条、第十三条の二、第十三条の三、第十九条の八関係)

(すべての完成工事に係る完成工事高が合計額の7割に達した場合)

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事 (税込)・ 税抜)



※記載例2(1 ページ目)

(用紙A4)

(元請工事で軽微な工事が10件に達した場合)

工事経歴書

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事 (税込) 税抜)

62

		注文者	元請	JV	T. 事 名	工事現場のある	. 耐品	置 技 術 者	¢.	請負代金の物	fi	I I.	期
		在 久 有	又は下請の別	が の 別	上 爭 右	工事現場のある。 都道府県及び 市区町村名	氏名	章 12 州 年 主任技術者又 の別(該当箇 主任技術者	は監理技術者 所にV印を記	nf 貝 (立 0 7 d うち、 ・PC ・法面が ・網橋	л д	着工年月	州 完成又は 完成予定年月
	A	D	元請		○○地区盛土工事	茨城県水戸市	甲野一郎	ν		9,000 千円	千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
① 元	E	C	IJ		C邸外構工事	11	乙田太郎	ν		4,500 千円	千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
元 請 係工 る事	C	A	IJ		A邸外構工事	II	丙川二郎	ν		3, 200 千円	千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
完の 成7 工割 事部	Ε	関東建設	IJ		○○川掘削工事	11	甲野六郎	ν		2,500 千円	千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
分に	E	北陸産業	IJ		△ビル新築工事のうち外構 工事	II	甲田五郎丸	ν		2,000 千円	千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
,	F	中部塗装	II.		□□アパート改築工事のう ち足場設置工事	IJ	乙﨑又三郎	ν		1,900 千円	千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
	C	近畿組	IJ		◇◇工業工場外構工事	II	丙田四郎	ν		1,800 千円	千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
	F	中国建築	"		国道△△号道路法面保護工 事	IJ	乙﨑又三郎	ν		1,700 千円	千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
		I 四国道路	"		☆☆ビル新築工事のうち型 枠工事	II	特定専門工事の ため配置なし			1,600 千円	千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
② 下 請		九州工事	"		○○邸外構工事	II	甲野六郎	ν		1,500 千円	千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
事に	k	沖縄機械	"		△△低新築工事のうち基礎 工事	IJ	甲田五郎丸	ν		1,000 千円	千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
係る完成	I	国土建設	下請		В~Кの件数 ≦ 10件	IJ	乙﨑又三郎	1. 軽微な工事	について10件	を超える部分については記載る デ円	下要 千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
成 工 事	N	[関東建設 -	"		県道○○号線道路側溝据付 工事	II	丙田四郎	ν		7,000 千円	 千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
								ページごとの	の元請工事に係	る完成工事高の合計額(A~K)		5.+ -	禁工車
				· 「軭	を微な工事」	_		小 計	13 件	45, 700 千円	千円	うち 元 30,700 千円	ご請 上事 千円
							ページごとの完成工事で	馬の合計額(A∼M)					: 請工事
								合 計	件	千円	千円		千円

※記載例2(2ページ目)

(用紙A4)

(元請工事で軽微な工事が10件に達した場合)

工 事 経 歴 書

(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事 ((税込)・ 税抜)

		Г	注 文	去	元請	JV	工事名	工事現場の	ある	配	置 技	術者	<u> </u>		負代金の額		1]	- 1	朔	
			在 入	18	又は	0		都道府県及		氏 名	主任	技術者又	は監理技術者	pĦ .	うち、		着:	工年月	完	成又は	
					下請 の別	別		市区町村名					所にV印を記 監理技術者		・PC・法面処理	a			完	成予定	年月
<u></u>	_ 1														- 鋼橋上部	iii J					
② の 続 き	1	N	関東建設	設	下請		県道△△号線道路法面保護 工事	茨城県水戸	市	丙山三男	ĵ	レ			6,900 千円	千円		9年 ()	月令和	口 〇年	〇 月
	J									記載額がすべての 元請・下請別に「他					千円	千円		年	月令	和 年	. 月
		О					元請 他28件								17,300 千円	千円	令和	年	月令	和 年	三 月
		Р					下請 他12件								5,100 千円	千円	令和	年	月令	和 年	三 月
															千円	千円		年	月令	和 年	月
<u> </u>															千円	千円	令和	年	月令	和 年	月
		-													千円	千円		年	月令	和 年	月
															千円	千円	令和	年	月令	和 年	月
															千円	千円		年	月令	和 年	月
															手円	千円	令和	年	月令	和 年	- 月
											L	ページこ	(との元請工事に	係る完成工	事高の合計額(0)		令和	年	月令	和 年	三 月
												ジニナの言	記成工事高の合計	上館(N∼P)	于用	千円		年	月令	和 年	月
												<i></i>	CACTA BOOK	1801(11-17)	千円	千円		年	月令	和 年	月
												[ğ t	元請	工事	
											小	計	41 件	:	29, 300 千円	千円			300 千円		千円
										全てのデ	成工事高	П	7					<u>う</u> ち	元請	工事	
											合	計	54 件		75, 000 千円	千円			000 千円		千円
														元請工	事に係る完成工事で	の合語	†額 ╱				

※記載例3(1 ページ目) (全体で軽微な工事が 10 件に達した場合)

工事経歴書

			(建設工事の種)	類) と	:び・	土工・コンクリート 工事	(税込 ・ 税	技)					
			注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	_ , -	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 _能 氏 名	主任技術者又 の別(該当1)	者 は監理技術者 前所にV印を記 監理技術者	請 負 代 金 の 額 ^{うち、} (・PC ・法面処理 ・興儀上部・	工 着工年月	期 完成又は 完成予定年月
① 元 請] [Α	D	元請		○○アパート外構工事	茨城県水戸市	甲野一郎	ν		10,000 千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
係事完の		В	С	"		C邸外構工事	IJ	乙田太郎	V		4,500 千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
成 7 工割 事分		С	A	11		A邸外構工事	IJ	丙川二郎	V		3,200 千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
E	<u>ا</u> [D	関東建設	下請		○○川掘削工事	II	1. 元請工事に	かかる完成工事	の合計金額の7割	7,000	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
2	1	Е	北陸産業	11		△ビル新築工事のうち外構 工事	II	甲田五郎丸	V		6,000 千円 =	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
①以外の元請		F	中部塗装	"		□□アパート改築工事のう ち足場設置工事	II	乙﨑又三郎	V		5,500 千円 =	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
		G	近畿組	11		◇◇工業工場外構工事	II	丙田四郎	V		2,000 千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
事及び		Н	中国建築	11		国道△△号道路道路法面保 護工事	IJ	乙﨑又三郎	V		1,900 千円 =	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
市前工事		I	四国道路	11		☆☆ビル新築工事のうち型 枠工事	IJ	特定専門工事の ため配置なし			1,800 千円 =	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
保る		J	Е	元請		E邸外構工事	IJ	甲野六郎	V		1,700 千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
完成工事		K	沖縄機械	下請		△△低新築工事のうち基礎 工事	IJ	甲田五郎丸	V		1,600 千円	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
<u> </u>		L	国土建設	11			II	乙﨑又三郎	V		1,500 千円 =	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
	Į	М	関東建設	11		県道○○号線道路側溝据付 工事	II	丙田四郎	V		1,000 千円 =	令和 〇年 〇 月	令和 〇年 〇 月
								ページごとの	元請工事に係る	記成工事高の合同	†額(A~C+J)	- 5.5 =	元請工事
									小 計	13		19,400	
					「軽	微な工事」	ページごとの完け	成工事高の合計額(A	~M)	ii	TH		
									合 計				元請工事

工事経歴書

(建設工事の種類)	とび・土工・コンクリート	工事	((税込)・	税抜)

		注 方	者	元請又は請の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 f 氏 名	の別(該当筐	者 は監理技術者 箇所にV印を記 監理技術者	請負代	金の額 5 ち、 ・ BC ・ 法面処理 ・ 鋼橋上部	着□	工工工	期 完成又 完成予	
② の 続 き	N	関東	建設	下請		県道△△号線道路法面保護 工事	茨城県水戸市	丙山三男	レ		1,000 千円	千円	令和 〇)年 〇 月	令和 〇	年 〇 月
ᅔ			B • C+G∼	-Nの件数	≦	10件		2. 軽微な工事が10 元請・下請別に「			を記載して終了 円	手円	令和	年 月	令和	年 月
	О					元請 他28件	_				5,600 千円	千円	令和	年 月	令和	年 月
	Р					下請 他12件					15,700 千円	千円	令和	年 月	令和	年 月
											手円	千円	令和	年 月	令和	年 月
											手円	手用	令和	年 月	令和	年 月
											千円	千円	令和	年 月	令和	年 月
65											手円	手用	令和	年 月	令和	年 月
0.											手円	千円	令和	年 月	令和	年 月
											手円	千円	令和	年 月	令和	年 月
											手円	千円	令和	年 月	令和	年 月
										ページ:	との元請工事に係る	完成工事高の会計		年 月	令和	年 月
								A0 _ 20	ことの会会です	高の合計額(N~)	手 用		7774	平月	令和	年 月
								14-2	ことの元成工争	同い口引機(ハー)	7			うち	元語丁事	
					「軽	微な工事」	r		小 計	39 件	22, 300 千円	千円		5,600 千円		千円
								全ての完成工事高	の合計額					- ,		
							•		合 計	52 件	70,000 千円	手円		<u>うち</u> 25,000 手円		千円
										π	:請工事に係る完成コ	1				

※記載例4

(工事進行基準を導入した場合)

(田紙入4)

工事経歴書

<u>(建設工事の種類) とび・土工・コンクリート 工事</u> ((税込)

税込・ 税抜)

注 文 者	元請	JV	工事名	工事現場のある	配	置技術者	請 負 代 金 の 額	エ	期
	又は	の		都道府県及び	氏 名	主任技術者又は監理技術者	うち、	着工年月	完成又は
	下請	別		市区町村名		の別(該当箇所にレ印を記	C · PC		完成予定年月
	の別	/3/3		바본러기계		主任技術者 監理技術者	・法面処理)
	V 2 70'1					主压权州省 盖建权州省	- 鋼橋上部		
	元請		県道△△号線道路法面保護	茨城県水戸市	宝山 一田	V	(60, 000) 21, 000	令和 〇年 〇 月	Afn Of O B
〇〇県	兀胡		工事	次城界小户川	丙山三男		17,000 千円 千円		774 O4- O A
							111		
						A #0 /- 51 L -+ 7 54 A		令和 年 月	令和 年 月
						今期に計上する請負 総請負金額を()書き	- III	完成年月では	まなく ,
						移請貝並領をい言さ		☆ 完成予定年』	月を記入 月
							千円 千円		
								令和 年 月	令和 年 月
							千円 千円		
								令和 年 月	令和 年 月
							千円 千円		
								令和 年 月	令和 年 月
							千円 千円		
								令和 年 月	令和 年 月
							千円 千円		1144 + 7
								令和 年 月	令和 年 月
							千円 千円		下和 平 月
							千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
							114		
							千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
							111		
							千円 千円	令和 年 月	令和 年 月
							十四十四		
								令和 年 月	令和 年 月
							千円 千円		
								令和 年 月	令和 年 月
							千円 千円		
									
						. 3		うち テ	元請工事
						小 計			
						12	千円 千円	千円	千円
						T T	T	5 ± -	二柱工市
						合 計	01.000		元請工事
							,	21,000 千円	
						14	F] TH TH	十円	十円

記載要領

- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。 経営事項審査を受審する建設業者は、消費税等を除いた額(ただし、免税業者は消費税等を含めた額)で記載すること。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事(以下「完成工事」という。)を記載すること。

記載を要する完成工事の範囲については、以下のとおりである。

- (1) 土木一式、建築一式工事については全工事を、契約額の大きい順に記載すること。(令第1条の2第1項に規定する建設工事(注)については、10件を超えて記載することを要しない。)。 なお、下請け工事は一式工事に含めないこと。
- (2) 上記(1) 以外の業種の工事については、以下のとおり。(次頁フロー参照)
 - ① 元請工事(発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。)に係る完成工事(工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあつては、完成工事及び未成工事。以下同じ。)について、当該完成工事に係る請負代金の額(工事進行基準を採用している場合又は会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合にあっては、完成工事高。以下同じ。)の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること(令第1条の2第1項に規定する建設工事(注)については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
 - ② ①に続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事(下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。)に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること(令第1条の2第1項に規定する建設工事(注)については、10件を超えて記載することを要しない。)。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。 なお、最後に元請・下請別に「他○○件」とし、合計額を記載すること。
- (3) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合

主な完成工事について、10件を目安に請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。

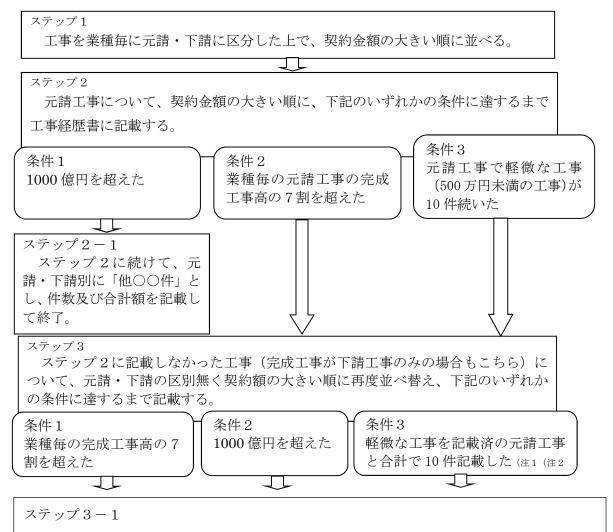
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること
- と。 6 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分 に留意すること。
- 7 「 JVの別」の欄は、共同企業体(JV)として行った工事について「 JV」と記載すること。この場合、工事名欄の上部に工事名、下部に()で企業体名を、請負代金の額の上部に当該業者の施工額(出資の比率による)、下部に()で企業体としての請負代金を付記すること。
- 8 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた 技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の 変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。監理技術者補佐を置いた場合又は特 定専門工事に該当し主任技術者を配置しなかつた場合はその旨を記載すること。
- 9 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合には、当該契約に係る完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記すること。
- 10 「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の(一)欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の(二)欄に掲げる工事があるときに、同表の(三)に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の(二)欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

()	()	$(\vec{\Xi})$
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PС
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

- 11 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請 工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額 を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 13 その他
 - ① 着工年月、完成又は完成予定年月は契約書の期間ではなく、実際の着工、完成年月を記入すること。
 - ② 完成予定年月は、1年以上の長期工事で進行基準を採用した工事の場合等に、その完成予定年月を記入する。
 - ③ 契約書の完成年月は決算期内であっても、実際に決算期内に完成しなかった工事は記入しない。

- ④ 調査、測量、設計・工事監理の受託、機械の賃貸、資材の販売、機械・資材の運搬、除草・草刈・樹木の剪定、保守・監理などは建設工事でないので記入しない。兼業売上で計上すること。
- ⑤ 他から請け負った工事でないものは記入しない。 (例 自家の事務所建築又は分譲する目的で自社で建築する宅地造成等)
- ⑥ 工事は1件の契約ごとに記入すること。 (設計変更による増・減額又は値引きがあったときは最終請負金額とする。)
- ⑦ 発注者が同一人又は同一地域の工事であっても、契約が異なる場合は1件ごとに記入すること。 記入された工事は、工事台帳、契約書等と合致するものである。
- (注) 工事1件の請負代金の額が建築一式工事にあっては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式以外の工事にあっては、500万円に満たない工事。

※経営事項審査を申請する場合の工事経歴書記載フロー



ステップ3に続けて、元請・下請別に「他○○件」とし、件数及び合計額を記載。

- 注1) 元請工事で軽微な工事が 10 件になった場合であっても、ステップ 2 で記載した以外の工事に軽微な工事に 該当しない工事がある場合には記載が必要。
- 注2) 元請工事で軽微な工事が 10 件になった場合で、かつ、ステップ 2 で記載した以外の工事がすべて軽微な工事である場合、ステップ 3-1 へ。

道前三年の各事業年度 第3号 における工事施工金額

• 用紙が2枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終頁に記入する。

 経営事項審査を受ける業者は、税抜きで記載する(免税業者は 税込み)。

様式第三号(第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

次の区分に応じた業種に係る工事の施工金額 の合計を記入する。

新規、業種追加…申請に係らない業種 業種追加+更新…業種追加申請に係らない 業種(更新分を含む。)

直前3年の各事業年度における工事が

								(税)	込·税抜/単	姓:千円)
	事 業 年 度	注	在又有						その他の 建設工事の	合 計
			区分	土木一	本工事	建築一式工事	管 工事	板 工事	施工金額	ы ы
		元	公 扌	Ę	294,000	0	0	0	0	294,000
	第 26 期 令和 ○年 ○月○ 日から	請	民間	1	0	84,000	0	0	0	84,000
ightharpoonup	令和○年○月○日まで	۴	下請		0	0	110,000	0	0	110,000
			計		294,000	84,000	110,000	0	0	488,000
		元	公步	ŧ	315,000	0	0	0	0	315,000
	第 27 期	請	民『	1	0	152,000	0	0	0	152,000
	令和 ○年 ○月 ○ 日から 令和 ○年 ○月 ○ 日まで	下	請		0	0	3,150	4,200	0	7,350
			計		315,000	152,000	3,150	4,200	0	474,600
		元	公步	ţ	322,000	0	0	0	0	322,000
L	第 28 期	請	民間	Ħ	0	178,800	4,000	0	0	182,800
Γ	令和 ○年 ○月 ○ 日から 令和 ○年 ○月 ○ 日まで	下	請		0	0	6,000	4,000	0	10,000
			計		322,000	178,000	10,000	4,000	0	514,000
		元	公步	Ę	1					1
	第 期	請	民間	1						
	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	下	請							
			計							
		元	/\ .1	<u> </u>						
	対応する業種の工事経歴書の		-致する。 氏 ▮				財務諸表の完成	対工事高と一致 す	する。	
	令和 年 月 日から	請下	2012	<u> </u>						
Ц.	申請書に添付する場合は、許可		μгэ							
	3年分を決算期別に記入する。 決算変更届に添付する場合は、 の3年分を決算期別に記入する			<u> </u>						
L		'°	; ‡	*						
	第 決算期を変更した場合 に満たない場合は、	茼3年以								
	令和 必要な期数分を記載	する。	-1							
			計							

- 1 この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 3 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事 の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 4 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。 ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「(単位:千円)」とあるのは「(単位:百万円)」として記載すること。
- 5 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を 除く。)及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 6 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 7 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

「使用人」は役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者とする。

代表取締役(非常勤は除く)、個人事業主を含めて記載する。

様式第四号(第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

14

(用紙A4) 令和 ○年 ○ 月 ○ 日

	使	用 人 数		
	技術関係	系 使 用 人		
営業所の名称	建設業法第7条第2号 イ、ロ若しくはハ又は 同法第15条第2号イ若 しくはハに該当する者	T THE THAT HE IT I	事務関係使用人	合 計
本店	10 人	4 人	5 人	19 人
つくば営業所	5 人		2 人	7 人
		<u> </u>		
許可申請書別紙2 55頁参照)に記載	各営業所に所属する技術 者のうち、専任技術者の			
した順に記載する。	要件を満たすものの数について記載する。			
合 計	15 人	4 人	7 人	26 人

- 1 この表には、法第5条の規定(法第17条において準用する場合を含む。)に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項(法第17条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 2 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者(申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。)をいう。
- 3 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しく はハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

様式第六号(第二条、第十三条の二、第十三条の三関係)

(用紙A4)

誓 約 書



用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号(同法第17条において準用される場合を含む。)に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 ○ 年 ○ 月 ○日

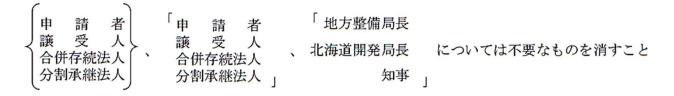
 申
 請
 者

 - 該
 受
 人
 茨城県水戸市笠原町978-6

 - 合併存続法人
 茨城建設(株)

 分割承継法人
 代表取締役社長
 茨城
 太郎

地方整備局長 北海道開発局長 **茨城**県 知事 殿



第7号 常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 (1)…経営業務の管理責任者としての経験5年 (2)…経営業務の管理責任者に準ずる地位にある者(経営業務を執 行する権限の委任を受けたものに限る)としての経験5年 (3)…経営業務の管理責任者を補佐する者としての経験6年 樣式第七号 (第三条関係) 常勤役員等(経営業務の管理責任者 等)証明書 被証明者が具体的に経営業務の 管理責任者としての経験を有し とを証明します (1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ に掲げる経験を有する た期間を記載する。 役職名等 代表取締役 証明者は、次のいずれかとする。 ・証明する期間に被証明者が在職してい 経験年数 平成 26年 4 月から 令和2年 月まで 満 0月 3 5 た法人の代表者又は個人事業主(使用 者がいない場合、被証明者と同等以上 証明者と被証 の役職の者) 明者との関係 使用者の証明が得られない場合、建設 業許可を有する第三者(近隣市町村内にある、又は取引関係にある同業者) ※証明者が申請者と異なる場合で、証明者の押印を 省略する場合は、備考欄に証明者の住所、名称、代 表者連絡先を記載すること ※証明者が<u>申請者以外</u>の建設業許可業者である場合 は、備考欄に許可番号、許可年月日、許可業種を 令和 ○ 年 ○ 月 記載する。 茨城県水戸市笠原町978-6 <記載例> 茨城県知事(般-31)第99999号 令和元年7月10日許可 弋表取締役 茨城 太郎 証明者 (土)(と) ※使用者の証明が得られない場合、その理由を記載 証明者の本店の所在地、商号又 する。 は名称及び代表者の氏名を記載 の常勤の役員〕 する。 押印する場合は、法人の場合は 登録している代表者印を、個人 で第7条第1号イ (2) 下記の者は、許可申請者 に該当する者であ の場合は実印を押印する。 OB 年 〇月 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城建設(株) 代表取締役 茨城 太郎 申請者 届出者 項番 申請又は届出の 区分 3. 常勤役員等の更新等) 2. 変更 1…新規申請の場合 2…常勤役員等を変更する場合 変 3…更新、業種追加、般特新規の申請をする場合 令和 年 月 新規申請以外 の場合記入す 許可年月日 る。 11 2 通太正 茨城県^{知事}許可(幹-011)第**0**555555 令和 0 2 年 0 1 月 0 1 日 許 可 姓の最初から 33 記入し、濁点・半濁点も含ん 複数の許可を受けてい る場合は現在有効な許 で1字とする。 変更後・<u>常勤役員等の</u>更新等】 可日のうち最も古いも のを記入する。 氏名のフリガナ 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕 2 0 茨 H. 水戸市三の丸 1-5-38 住 ◎ 【変 更 前】 元号[令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 2 1 生年月日 氏 法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票の字で記 入。ただし、専任技術者(又は国家資格者等、監理技術者)を 兼ねていて、国家資格、卒業資格がある場合は、資格認定書、

卒業証明書の字で記入する。

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当 該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を 受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、 この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名 及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することが

- 「(1) 「の常勤の役員 「 地方整備局長
- 「申請者 「国土交通大臣 及び[「]般 については、不要なものを消すこと。 届出者」、 知事」、 特」、 人 北海道開発局長 (2) 本 知事」、 (3)」、の支配人」、
- 4 □で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムから はみ出さないように記入すること。
- 5 1 7 申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 - 「1. 新規」・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
 - 「2.変更」・・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
 - 「3. 常勤役員等の更新等」・・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1.新規」又は「3.常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の 欄に記入し、「2.変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両 方に記入すること。

- 「変更の年月日」の欄は、5により117の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年 月日を記載すること。
- 7 1 8 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により 7 7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」 <u>---</u>を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)(130頁)の分類に従 大臣 い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えばの 0 1 2 3 4 又は 0 1月0 1日のように、カラムに 数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて 記入すること。

- 8 1 9 「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音 を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。
- ラムに記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば〇 11月〇 11日のように、カラムに 数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

様式第七号の二 (第三条関係)



常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書 (第一面)

(1) 下記の者は、次のとおり第7条第1号口 (1) に掲げる経験を有することを証明します。
役 職 名 等 取締役
経験年数平成26年 4 月かる令和2 年 3 月まで満 5 年 0 月
証明者と被証 役員
備考
(1)…建設業に関する役員等としての経験2年以上、かつ、役員等又は 役員等に次ぐ職制上地位にある者としての経験5年以上を有する者。 (2)…役員等としての経験5年以上、かつ、建設業に関する役員等としての 経験2年以上を有する者
(2)…役員等としての経験 5 年以上、かつ、建設業に関する役員等としての 経験 2 年以上を有する者 茨城県水戸市笠原町978ー6
茨城建設(株)
_{証明者} 代表取締役 茨城 太郎
(2) 下記の者は、許可申請者 本 人 で第7条第1号 (1) に該当する者であることに相違ありません。
(の 支 配 大 」
令和 〇 年 〇 月 〇日
地方整備局長
北南道開発局長 中請者
申請又は届 1 1 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)
変 更 の 年 月 日 <u>令和 年 月 日</u>
大臣 コード 知事
許可番号 18
it is a second of the second o
◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】 3 3 3
氏名のフリガナ : 1 9 イ バ 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
3 5 10 13 14 16 18
氏 名 2 0 茨 城 六 花
_{住 所} 水戸市三の丸 1-5-39
◎【変 更 前】
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏 名 2 1

備考 常勤役員等の略歴については、別紙による。

第7号の2 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第二面)

同一の者が、複数の業務経験を有し、常勤役員等を直接に補佐する者となって いる場合でも、様式第7号2(第二面)〜(第四面)を必ず作成すること。 (業務経験ごとに証明書を作成すること。)

(3) 下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の財務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである ことに相違ありません。

◆和 ○ 年 ○ 月 ○日 - 地方整備局長 北海海海県長海海県 組織図で示された役職名等と一致すること。 中請者 茨城建設(株) - 茨城県 知事 段
次概示 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
役 職 名 等 経理部長
経験年数平成26年 4 月から令和2年 3 月まで満 5年 0月
証明者と被証 <mark>雇用者</mark> 明者との関係
缩 考
申請 又 は 届 : 2 2 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)
変 更 の年月日 <u>会和 年 月 日</u>
大阪 知事コード 知事コード 許可年月日 許可 番 号 : 23
◎ 【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】
氏名のフリガナ : 2 4 イ バ 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
氏 名 3 数 数 数 10 生年月日 13 14 5 16 10 1 10 1
住 所 水戸市三の丸 1-5-39
◎ 【変 更 前】
元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M] 氏 名 2 6 10 10 生年月日 13 14 年 月日 15 18 日

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

第7号の2 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第三面)

同一の者が、複数の業務経験を有し、常勤役員等を直接に補佐する者となって いる場合でも、様式第7号2(第二面)〜(第四面)を必ず作成すること。 (業務経験ごとに証明書を作成すること。)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の労務管理の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものであることに相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○日 -地上教皇皇長
組織図で示された役職名等と一致すること。
役 職 名 等 工事部長
経 験 年 数平成 26 年 4 月から令和 2 年 3 月まで 満 5 年 0月
証明者と被証 <mark>雇用者</mark> 明者との関係
缩 考
3
申 請 又 は 届 2 7 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等) 出 の 区 分 2 7 1
変 更 の年月日 <u>令和 年 月 日</u>
大臣 コード 知事
起
◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】
氏名のフリガナ こ 28 イ バ 元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
氏 名 3 5 回 10 生年月日 13 14 5 16 10 1 10 1 10 1 1 14 5 16 1
_{住 所}
◎【変 更 前】
元号 [令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M]
氏 名 30 生年月日 4 月日 4

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

第7号の2 常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第四面)

同一の者が、複数の業務経験を有し、常勤役員等を直接に補佐する者となっている場合でも、様式第7号2(第二面)〜(第四面)を必ず作成すること。(業務経験ごとに証明書を作成すること。)

下記の者は、次のとおり5年以上の建設業の業務運営の業務経験を有し、上記の常勤役員等を直接に補佐する者として適切に配置するものである

ことに相違ありません。

○
-地方整備局長 組織図で示された役職名等と一致すること。
茨城県 知事 · 殿 · · · · · · · · · · · · · · · · ·
役 職 名 等 企画部長
経験年数 平成 26年 4 月から 令和 2 年 3 月まで満 5 年 0月
証明者と被証 雇用者 明者との関係
備考
申 請 又 は 届 3 1 1 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等を直接に補佐する者の更新等)
変 更 の年月日 <u>令和 年 月 日</u>
大田コード 知事コード 許可年月日
許可番号 23 10
起
◎【新規・変更後・常勤役員等を直接に補佐する者の更新等】
氏名のフリガナ 32 イバ 元号 (令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M) 3 14 16 18
五 3 5 域 四 子 5 4 5 </td
作
◎ [変 更 前]
元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M
氏 名 3 5 10 生年月日 13 14 <t< td=""></t<>

備考 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、別紙による。

記載要領

- 1 (1)の証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。

ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあつては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。

なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。

- 3 「(1) 本 人 北海道開発局長 「申請者 「国土交通大臣 及び 「般 については、不要なものを消すこと。 (2)」、の 支 配 人」、 知事」、 知事」、 特」、
- 4 □で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムから はみ出さないように記入すること。
- 5 1 7 「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 - 「1.新規」・・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等としての証明を行う場合
 「2.変更」・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等に変更があつた場合
 - 「3. 常勤役員等の更新等」・ 常勤役員等について、現在証明されている者のままとする場合

また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

- 6 (2)の「変更の年月日」の欄は、5により $\boxed{1}$ $\boxed{7}$ の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、(3)の「変更の年月日」の欄は、10 により $\boxed{2}$ $\boxed{2}$ の「申請又は届出の区分」の欄に「2」を記入した場合に、変更をした年月日を記載すること。
- 7 1 8 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により1 7の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、2 3 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、10により当該2 3 の直前の2 2、2 7 又は3 1 「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記入すること。

「許可番号」の欄の「大臣 コード の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)の分類に従い、該当 カョ」 コードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば $\boxed{0}$ $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ $\boxed{2}$ $\boxed{3}$ $\boxed{4}$ 又は $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 月 $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

- 8 1 9、2 4、2 8及び3 2 「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。
- 9 ② ①、② ①、② ①、② ⑤、② ⑥、② ⑨、③ ①、③ ③及び③ ④「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建 設 太郎 のように左詰めで文字をカラムに記入すること。

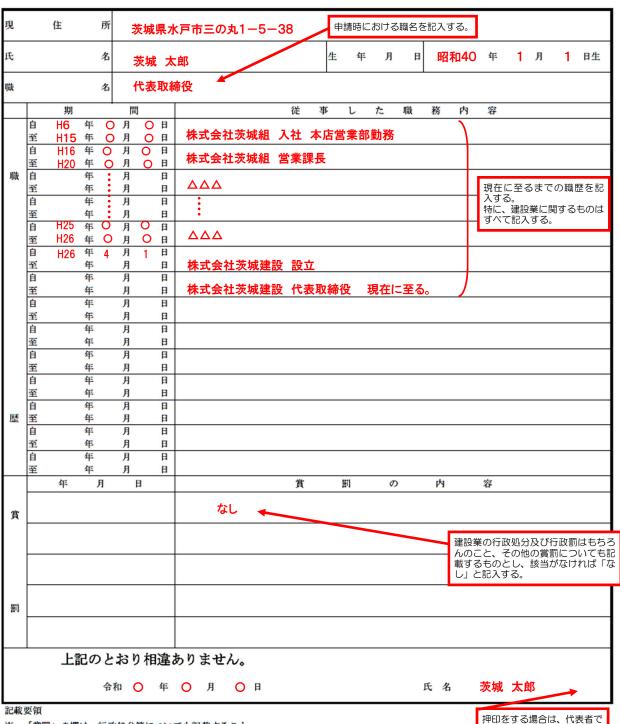
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 月 $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 日のように、カラムに数字を記入するに当たつて空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

- 10 2 2 7 及び3 1 中請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 - 「1. 新規」・・・・・・・・・・・・・・・ 許可を受けようとする行政庁に対し、初めて常勤役員等を補佐する者 としての証明を行う場合
 - 「2.変更」・・・・・・・・・・・・・・ 現在証明されている常勤役員等を補佐する者に変更があつた場合
 - 「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」・ 常勤役員等を補佐する者について、現在証明されている者のままとす る場合

また、「1. 新規」又は「3. 常勤役員等を補佐する者の更新等」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄に記入し、「2. 変更」に該当する場合は◎【新規・変更後・常勤役員等を補佐する者の更新等】の欄及び◎【変更前】の欄の両方に記入すること。

11 常勤役員等を直接に補佐する者の略歴については、常勤役員等を直接に補佐する者それぞれについて別紙2を作成 し、提出すること。 別紙 (用紙A4)

常勤役員等の略歴書



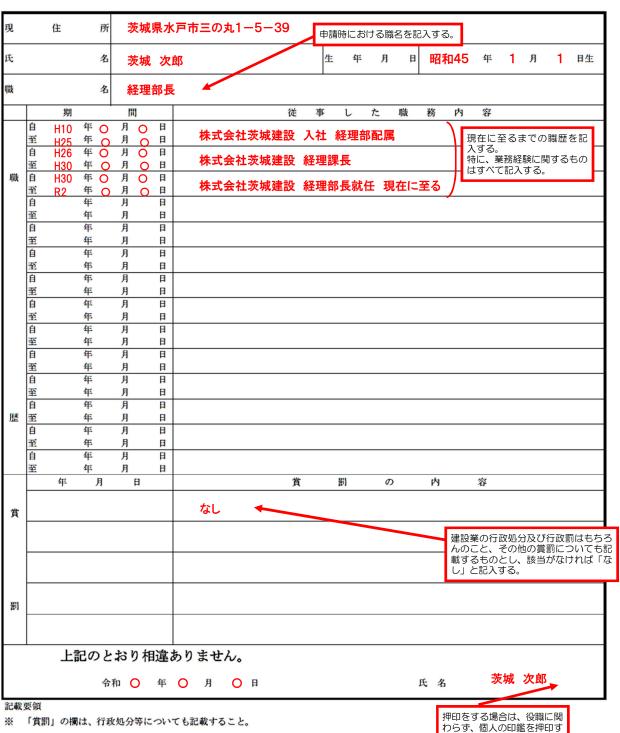
※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

押印をする場合は、N表有であっても、個人の印鑑を押印する。

常勤の役員等を直接に補佐する者 が複数名いる場合はそれぞれにつ いて略歴書を作成すること。

別紙二

常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書



わらず、個人の印鑑を押印す



(営業所毎の保険の加入状況) 保険の加入状況 営業所の名称 従業員数 事業所整理記号等 健康保険 厚生年金保険 雇用保険 健康保险 000 000 19 1 1 厚生年金保険 000 000 本店 (3 人) 雇用保険 健康保険 本店(〇〇支店)-3 3 3 厚生年金保険 つくば営業所 本店(〇〇支店)--括 **0**公 (雇用保険 本店(OO支店<u>)</u> 各保険に加入している場合「1」、適用除外の場合(健 保険 康保険の適用除外承認を受けた建設国保加入の場合 入) を含む。)「2」、一括適用の承認(継続事業の一括の認可)に係る営業所の場合「3」と記入する。 演 :険 厚生年金保険 法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主 雇用保険 を含めすべての常勤の従業員数(建設業以外に従事す る者を含む。)を記載する。 健 康 保 険:事業所整理記号及び事業所番号 カッコ内は、上記人数のうち常勤役員又は個人事業主 (健康保険組合の場合は、健康保険組合名) (同居親族である従業員を含む。) の人数を内数とし 事業所整理番号及び事業所番号 厚生年金保険: て記載する。 雇用保険: 労働保険番号 一括適用の承認 (継続事業の一括の認可) に係る営業所の場合「本店(〇〇支店等)一括」 3保険共通: 営業所一覧表(様式第一号別紙二)に記載した順に記 載する。

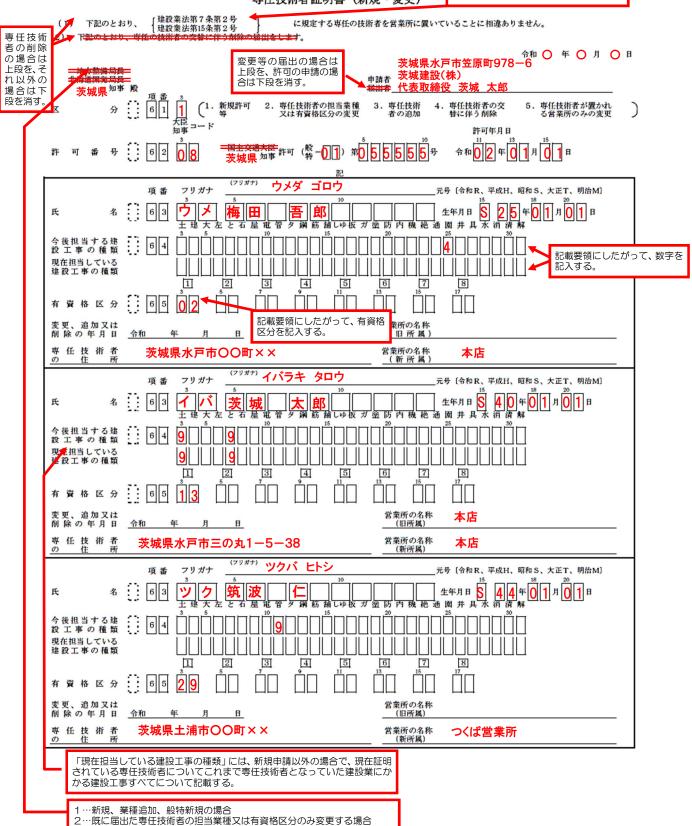
- 1 この表は、次の(1)及び(2)の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- (1) ①現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可の申請をする場合
 - ②現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可の申請をする場合
 - ③一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可の申請をする場合
 - ④一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可の申請をする場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可の申請をする場合
 - ⑤既に受けている建設業の許可についてその更新の申請をする場合
 - ⑥法第17条の2若しくは法第17条の3の規定により建設業者としての地位を承継した者又は法第17条の3の規定により建設業者としての地位の承継の認可の申請をする者がその加入状況を提出する場合
 - この場合、「(1)」を〇で囲み、「申請者 の「届出者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、許可若し 届出者」
 - くは承継の認可の申請の際又は建設業者としての地位の承継後の加入状況を記入すること。
- (2) ①既提出の表に記入された保険加入の有無に変更があつた場合
 - ②新たに営業所を追加した場合
 - この場合、「(2)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、「保険加入の有無」の欄は、変更後の加入状況を記入すること。

- 「 地方整備局長 2 北海道開発局長 「国土交通大臣 及び[「]般 知事」、 知事」、 特」、 たついては、不要なものを消すこと。
- 3 「申請者 の欄は、この表により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者」という。)の他にこの表 届出者」 を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も記載すること。この場合には、作成に係る委任状の写し その他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるとき は、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 5 「営業所の名称」の欄は、別記様式第二十二号の五別紙二、別記様式第二十二号の七別紙二、別記様式第二十二号の 人別紙二又は別記様式第二十二号の十別紙二に記載した順に記載すること。
- 6 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数(建設業以外に従事する者を含む。)を記載すること。() 内には、役員又は個人事業主(同居の親族である従業員を含む。)の人数を内数として記載すること。
- 7 「保険加入の状況」の「健康保険」の欄については、適用事業所となつたことについて日本年金機構又は健康保険組合に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険法の適用が除外される場合は「2」を、健康保険法(大正11年法律第70号)第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 8 「保険加入の状況」の「厚生年金保険」の欄については、適用事業所となったことについて日本年金機構に対して届出を行っている場合は「1」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険法の適用が除外される場合は「2」を、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所(同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。)については「3」を記入すること。
- 9 「保険加入の状況」の「雇用保険」の欄については、適用事業となつたことについて公共職業安定所の長に対して届出を行つている場合は「1」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険法の適用が除外される場合等は「2」を、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第9条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については「3」を記入すること。
- 10 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあつては健康保険組合名)を記載すること。ただし、健康保険法第34条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 11 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店(○○支店等)一括」と記載すること。
- 12 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の 徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)第 9 条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、 「本店(○○支店等)一括」と記載すること。

様式第八号 (第三条関係)

専任技術者証明書 (新規・変更)

一般建設業の場合は下段を、特定建設業 の場合は上段を消す。両方を申請する場 合は消さない。



- 3…専任技術者を交替により追加する場合 4…専任技術者を交替により削除する場合
- 5…既に届出た専任技術者の置かれる営業所が変更になった場合

記載要領

- 1 この証明書は、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- (1) ① 現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
 - ② 現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
 - ③ 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
 - ④ 一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「(1)」を \bigcirc で囲み、 「申請者 の「届出者」を消すとともに、 $\boxed{1}$ 「区分」の欄に「1」を記入すること。

(2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となっている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があった場合

(3) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合

この場合、「(1)」を \bigcirc で囲み、 $\begin{subarray}{c} \begin{subarray}{c} \b$

(4) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなった場合(その者がこれまで専任の技術者となっていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記(2)又は(3)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。)

この場合、「(2)」を \bigcirc で囲み、 $^{\lceil 申請者}$ の $^{\lceil 申請者}$ の $^{\lceil 申請者}$ 」を消すとともに、[6] [1] 「区分」の欄に $^{\lceil 4 \rceil}$ を記入すること。

なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合 又は法第 7 条第 2 号若しくは法第 15 条第 2 号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書(別記様式第 22 号 の 4)を用いて届け出ること。

- (5) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あった場合 この場合、「(1)」を○で囲み、「申請者」の「申請者」を消すとともに、「6 1 「区分」の欄に「5」を記入すること。 なお、婚姻等により氏名の変更があった場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名に つき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。
- 3 「中間有」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者(以下「申請者」という。)の 他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、 作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □ □ □ □で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 $\boxed{6}$ $\boxed{2}$ 「許可番号」の欄の「大臣 知事 コード 」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)(130 頁)の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば $\boxed{0}$ $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ $\boxed{2}$ $\boxed{3}$ $\boxed{4}$ 又は $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 月 $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて 記入すること。

6 **(6) (3)** 「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「ギスは「³のように1文字として扱うこと。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 月 $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

7 [6] [4] 「今後担当する建設工事の種類」の欄は、[6] [1] 「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書(別記様式第一号)別紙二(1)の「営業所一覧表(新規許可等)」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、下表に従い、該当する数字を次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、 $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合

(記載要領 1(1)①に該当する場合を除く。) に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

●一般建設業

条文	内 容	項番 64
法第7条第2号イ	指定学科卒業+実務経験	[1]
法第7条第2号口	10年間の実務経験	آ 4]
法第7条第2号ハ	国家資格等、複数業種の実務経験	「7」

●特定建設業

条文	内 容	項番 64
法第 15 条第 2 号イ	国家資格等	[9]
	指定学科卒業 +実務経験(第7条第2号イ) +指導監督的実務経験	Г2Ј
法第 15 条第 2 号口	10年間の実務経験(第7条第2号ロ) +指導監督的実務経験	Г <u>Б</u> Ј
	国家資格等(第7条第2号ハ) +指導監督的実務経験	[8]
法第 15 条第 2 号ハ	大臣認定(指定建設業) (15条第2号イと同等)	L 3↑
広射 10 米射 2 万/ N	大臣認定(指定建設業以外) (15条第2号ロと同等)	Г6]

土木一式工事 (土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事 (筋)	電気通信工事(通)
大工工事 (大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゅんせつ工事(しゅ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事業(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事 (塗)	消防施設工事(消)
電気工事 (電)	防水工事(防)	清掃施設工事 (清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事(解)
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事(機)	

- 8 [6] [5] 「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第 7 条第 2 号及び法第 15 条第 2 号の区分(法第 7 条第 2 号ハに該当する者又は法第 15 条第 2 号イに該当する者については、その有する資格等の区分)について別表(二)(1 3 1 頁)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
- 9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、 $\boxed{1}$ 「区分」の欄に「 $\boxed{2}$ 」、「 $\boxed{3}$ 」、「 $\boxed{4}$ 」又は「 $\boxed{5}$ 」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。
- 10 「営業所の名称(旧所属)」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称(新所属)」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記載すること。

実務経験証明書 第9号

証明者が申請者以外の建設業者である場合は許可番号、許可年月日。許可業種 を記入する。

解体工事に係る実務経験証明者が、とび・土工工事業の許可を持つ建設業者で ない場合は、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録番号も記載する

様式第九号 (第三条関係)

明 書 実 務 経 験 証

下記の者は、 诰景 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。 押印する場合は、法人の場 合は登録している代表者印 を、個人の場合は実印を押 印する

H

令和 ○ 年 ○ 月 ○

茨城県水戸市○○町×× 茨城水戸造園(代表取締役 ○○ ×× 茨城県知事(26)—888888

令和○○年5月1日 許可業種:土、と、園 明 実務経験を得た当時の商号または名称を 記入する。 証明者の立場から見た被証 社員 被証明者との関係 明者との関係を記入する。 記 技 術 氏 生年月日 4 月から 者 0 名 梅田 吾郎 S25. 1. 1 H18 使用者に 使用された 実際に雇 使又 89 号 用 者 0 H28 年 3 月まで 茨城水戸造園(株) 用されて いた期間 職 名実 内 容 経 務 経 験 年 数 を記載す る。 〇〇町児童公園整備工事 工事係員 H18 年4 月からH18年7 月まで 〇〇グランドサッカー場補修工事 H18 年8 月からH18年9 月まで 工事係長 実務経験 は、<u>期間が</u> 工事係長 ××町◇◇公園植栽工事 H18 年 10月からH18年 12月まで 重複しな いように 月から 年 記載する こと。 工事係長 H28 年 1月からH28年 3月まで 〇×市立植物園整備工事(噴水建設工事) 年 月から 年 月まで 具体的な工事名を記入し、実務経験の内 容が具体的に明らかになるように記載す 月から 月まで 実務経験を有したときの部課、職 名を記載すること。 なお、工事名では業種が明らかにならな 月から 月まで い場合は、()書きで補足すること。 月から ※実務経験証明書の記載内容に疑義がある場合は、当該記載内容の根拠となる確認資料の提出 を求める場合がある。正当な理由なく、確認資料を提出できない場合は、当該実務経験を認め ない。なお、「記載内容に疑義がある場合」とは、次に該当する場合をいう。 (1) 自己証明(申請者の代表者と被証明者が同一人物である場合を含む。)の場合 (2) 記載されている実務経験と証明しようとする業種に齟齬がある場合 (3)他の申請書類(確認書類を含む。)の内容と実務経験証明書の記載内容に齟齬がある 場合 (4) 申請日前 10 年以上にわたって実務経験がない場合 (5) その他審査者が記載内容に疑義を認めた場合 使用者と証明者が異なる場合に記入する。 月まで 例) 平成〇年〇月 会社解散のため 月から 令和〇年〇月 事業主死亡のため 年 月から 年 月まで 使用者の証明を得ることが できない場合はその理由 合計 満 10 年 0 月 (八計 在 月)

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者1に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること

4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

各工事の実務経験年数を、月単位で集計(重複 があった場合はその分は差し引く) し、合計年、 月数を記載する。

※複数枚にわたる場合は、各枚毎に小計を記載 する。

※ この証明書は、下表のいずれかに該当する場合に必要になります。なお、「ロ」以外の場合は、卒業証明書、資格の合格証を添付してください(卒業後、合格後の実務経験になります)。

法第7条第2号の該当区分	許可を受けようとする建設業にかかる建設工事に関する必要な	実務経験年数
イ 所定の学科(17頁:表1-4)	大学等卒業者	3年以上
を修めて学校を卒業した者	高校等卒業者	5年以上
ロ イ及びハ以外の者		1 0年以上
	登録地すべり防止工事試験に合格した者登録計装試験に合格した者建築士法第20条第3項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者水道法による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者	1年以上
	・ 職業能力開発促進法による技能検定のうち2級の検定職種に合格した者	3年以上(平成16年 3月31日時点で合格していた者については1年以上)
	・ 電気工事士法による第2種電気工事士免状の交付を受けた者	3年以上
	・電気事業法による電気主任技術者の免状の交付を受けた者	5年以上
	・電気通信事業法による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた 者	5年以上
	・旧実業高校卒業程度検定規程による検定を合格した者	5年以上
ハ イ又は口と同等以上と認定され	・旧専門学校卒業程度検定規程による検定を合格した者	3年以上
た者	・複数業種の実務経験を有する者	各業種の基準 (18頁表1-5参 照)
	 解体工事業の技術者要件を満たすために、技術検定等に合格後の実務経験が必要な者(30頁:表1-11(1)、31頁:表1-11(2)参照) 	1年以上
	・ 所定の学科(17頁:表1-4)を修めて専修学校の専門課程を卒業した者	5年以上
	・ 所定の学科(17頁:表1-4)を修めて専修学校の専門課程(専門士又は高度専門士を称するものに限る)を卒業した者	3年以上
	・ 建設業法による技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、造園 施工管理、電気工事施工管理若しくは管工事施工管理に係る1級の 第1次検定又は第2次検定に合格した者(14頁:表1-3参照)	3年以上
	・ 建設業法による技術検定のうち土木施工管理、建築施工管理、造園 施工管理、電気工事施工管理若しくは管工事施工管理に係る2級の 第1次検定又は第2次検定に合格した者(14頁:表1-3参照)	5年以上

第10号 指導監督的実務経験証明書

この様式は、特定建設業の専任技術者で(指定建設業は除く)、実務経験又は2級の国家資格等の場合に作成すること(14 頁参照)

様式第十号 (第十三条関係)

指導監督的実務経験証明書

押印する場合は、法人の場合は登録している代表者印を、個人の場合は<u>実印</u>を押印する

下記の者は、 機械器具設置 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

被証明者との関係_____社員

記

技術者の氏名	久慈	雄輔	E 年 ^{月 日} S30. 1. 1	使用された H2 年 4月から			
使用者の商号又は名称	茨城設	设備(株)		期 間 H26年 3月まで			
発 注 者 名	請負代金の額	職 名	実務経験の内容	実 務 経 験 年 数			
(株)〇〇製作所	83,000千円	工事課長	〇〇工場 運搬機器設置工事	H24 年 4月から24 年 9月まで は、基	系経 験 期間が		
(株)××電機	60,000千円	工事課長	××店昇降機設置工事	H24 年10 月から 26年 3月まで いよ	<u>しな</u> うに		
+ :	千円	•	•	年 月から 年 月まで こと。	する 。		
	717	請負代金の額は	、4,500 万円以上であること (昭和	年 月から 年 月まで			
	千円	59 年 10 月 1 万円、昭和 59	日前の建設工事にあっては 1,500 年 10月 1日~平成 6年 12月 28	年 月から 年 月まで			
	千円	日の建設工事に	あっては 3,000 万円以上のもの)	年 月から 年 月まで			
	千円			10 11 12 10 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11			
※実務経験証明書の記載内容に疑義がある場合は、当該記載内容の根拠となる確認資料の提出 を求める場合がある。正当な理由なく、確認資料を提出できない場合は、当該実務経験を認めない。なお、「記載内容に疑義がある場合」とは、次に該当する場合をいう。 (1)自己証明(申請者の代表者と被証明者が同一人物である場合を含む。)の場合 (2)記載されている実務経験と証明しようとする業種に齟齬がある場合 (3)他の申請書類(確認書類を含む。)の内容と実務経験証明書の記載内容に齟齬がある							
	千円		語目前 10 年以上にわたって実務経験	· · · · -			
	千円	(5) 2	その他審査者が記載内容に疑義を認めた:	場合			
	千円	√又∓全·	年数の合計が2年以上になること	年 月から 年 月まで			
	千円	新生物央-	十数の口引がて井以上になること	年 月から 年 月まで			
使用者の証明を得ることが できない場合はその理由				合計 満 2 年 0 月			

記載要領

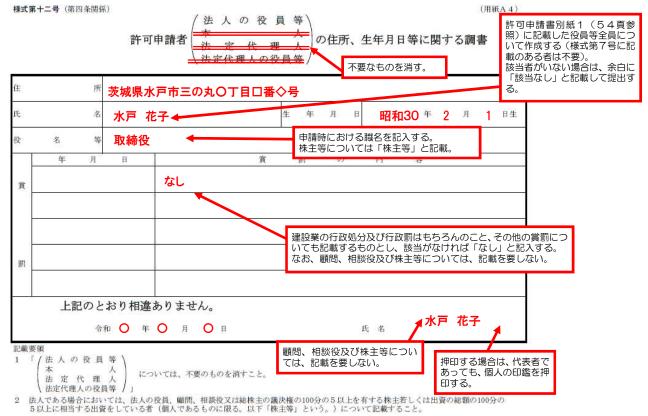
- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事(平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの) 1件ごとに記載すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

様式第十一号 (第四条関係) (用紙A4)

建 設 業 法 施 行 令 第 3 条 に 規 定 す 5 使 用 人 の 一 覧 表 令和 〇年 〇月 〇 日

営業所の名称	職 名	
つくば営業所	つくば営業所長	オナシマ マサシ 大嶋 雅史
許可申請書別紙に記入した 順序で記入する。	役員を兼ねている場合は「取	
順分にむ入りる。	締役○○営業所長」等と記入 する。	従たる営業所がない場合は、該当者がいない ので、余白に「該当なし」と記載して提出す る。
		1

第12号 許可申請者の住所、生年月日等に関する調書



- 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄及び確認欄への記載を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書 第13号

様式第十三号 (第四条関係)

様式第11号「令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載したもの全員に ついて作成する。ただし。役員等を兼 ねている者については、許可申請者の 住所、生年月日等に関する調書をもっ これに代えることができる。 該当者がいない場合は、余白に「該当なし」と記載して提出する。

建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書

_														_
住		所	茨城!	県土浦市	00									
氏		名	大嶋	雅史 🗲		生	年	月 日		昭和38	年 4	月	1 日	生
営	業 所	名	つくば営	営業所										
職		名	つくば営	常業所長										
	年	月	日			賞	舸	Ø	内	容				
賞				なし										
罰														
	上記	のと	おり相違	ありませ	ん。			·				·		
		介和	〇 年	〇 月	Оп				氏。	名	大嶋	雅史		
27.40	西公													

「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第十四号 (第四条関係)

	株	主	(出	資	者)	調	書	(用紙A4)
株主 (出)	資者)名			住	所		所有株数3	スは出資の価額
茨城 太郎			茨城県	県水戸市	三の丸〇〇		30, (000株
水戸 花子			茨城県	!水戸市	三の丸〇〇		10, (000株
	る株主、また、 の総額の10 している者に	その他の法と 〇分の5以上 ついて記載す 資者が法人で 称を、個人で	分の5以上を有す (にあっては、は) に相当する出資 る。る。場合には、その ある場合	音 と と	株数を記する場合を必ず	2載するとき	「〇〇株」とし、出は「〇〇円」と、そ	資色の

記載要領 この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

貸 借 令和 〇 ·	対 照 表 年 3 月 31 日現在 (<u>会社名) 茨城建設(株)</u> : 産 の 部	(3) 投資その他の資産 投資有価証券 関係会社株式・関係会社出資金 長期貸付金 破産更生債権等 長期前払費用 繰延税金資産	3, 102 2, 700
I 流 動 資 産 現金預金 受取手形 完成工事未収入金 有価証券 未成工事支出金 材料貯蔵品 短期貸付金 前払費用 その他 貸倒引当金 流	手円 207, 486 132, 355 81, 287 385, 933 53, 431 19, 301 △ 2, 196 877, 598	7. 0 lb	
固 定 資 産 (1) 有形固定資産 建物・構築物	96, 345	負債の部	
建物・傳染物 減価償却累計額 機械・運搬具 減価償却累計額 工具器具・備品 減価償却累計額 土 地 リース資産 減価償却累計額 建設仮勘定 その他	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	 I 流 動 負 債 支払手形 工事未払金 短期借入金 未払金 未払費用 未払法人税等 未成工事受入金 預り金 前受収益 	331, 825 118, 065 3, 000 10, 900 13, 500 358, 750 2, 319
減価償却累計額 有形固定資産合計 (2) 無形固定資産 特許権	<u>△</u>	引当金 その他 流動負債合計 Ⅱ 固 定 負 債	2, 017 840, 378
借地権 のれん リース資産		社債 長期借入金 リース債務 繰延税金負債	118, 786
その他 無形固定資産合計	678 678	一一一月当金	2, 409

¢	(0
	į	
•	•	_

乗りり入した その他						
固定負債合計						121, 195
負債合計						961, 573
	<i>1.</i> In	\/ f=+				
	純	資	産	0)	部	
I 株 主 資 本						千円
(1) 資本金						40, 000
(2) 新株式申込証拠金						0
(3) 資本剰余金						
資本準備金						
その他資本剰余金						
資本剰余金合計						·
(4) 利益剰余金						
利益準備金						5, 000
その他利益剰余金						
準備金						
積立金						30, 000
繰越利益剰余金						32, 982
利益剰余金合計						67, 982
(5) 自己株式						Δ
(6) 自己株式申込証拠金						
株主資本合計						107, 982
Ⅱ 評価・換算差額等						
(1) その他有価証券評価差額金						
(2) 繰延ヘッジ損益						
(3) 土地再評価差額金						-
評価・換算差額等合詞	H					
Ⅲ 新株予約権						
純資産合計						107, 982
負債純資産合計						1, 069, 555

記載要領

4 nnh

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。 ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、 百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」 として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産について その内容を示す適当な科目をもって記載すること。

ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の 科目に含めて記載することができる。

- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の 5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関 係会社株式・関係会社出資金」に属する「親会社株式」についても同様に、投資その他の資 産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 「繰延税金資産」の金額及び「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として投資その他の資産又は固定負債に記載する。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除 し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目 (「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。) 又は無形固定資産に属する各科目 (「のれん」及び「リース資産」を除く。) に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」 を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込 証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰 余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

様式第十六号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)	(用紙A4)	IV 営業外収益 受取利息及び配当金 5,824 5,824	搬
損 益 計 算 書		その他 1,563	7, 387
自 令和 ○ 年 4月 1日		V 営業外費用	<u> </u>
至 令和 ○ 年 3月31日		支払利息 21,181	dp
		貸倒引当金繰入額	1 1
(会社名) 茨城建設 ((株)	貸倒損失	
		その他	21, 181
I 売 上 高	千円	経常利益(経常損失)	
完成工事高 1,436,520			
兼業事業売上高	1, 436, 520	VI 特 別 利 益	i oiiii i
Ⅱ 売 上 原 価		前期損益修正益	.:_
完成工事原価 1,250,190		刊 別 損 価 修 正 益	4, 550 5
兼業事業売上原価	1, 250, 190		1 27 1
売上総利益(売上総損失)		前期損益修正損	
完成工事総利益(完成工事総損失) 186,330			10,010
兼業事業総利益(兼業事業総損失)	186, 330	税引前当期純利益(税引前当期純損失) 税引前当期純利益(税引前当期純損失)	33,918
Ⅲ 販売費及び一般管理費		法人税、住民税及び事業税 13,000	10,010 33,918 11,000 第 明
役員報酬 25,080		法人税等調整額 $\triangle 2,000$	11,000
従業員給料手当 52,713		当期純利益(当期純損失)	22, 918 OFF
退職金 501			= 22,918
法定福利費 3, 253			
福利厚生費 4,060			(用紙A4)
修繕維持費 575			() 14:11 (= = -)
事務用品費 2,571		完 成 工 事 原 価 報 告 書	
通信交通費 7,321		自 令和 ○ 年 4月 1日	
動力用水光熱費 688		至 令和 ○ 年 3月31日	
調査研究費			
広告宣伝費 <u>2,745</u> 貸倒引当金繰入額		(会社名) 茨城建設	(株)
貸倒損失			
東西伊大 交際費 8,978			
次际員			
地代家賃 7,064		千円	
減価償却費 7,091		I 材料費	350, 053
用 7% 中,倍 土 n		Ⅱ 労務費	146, 272
租税公課 2,392		(うち労務外注費20,000)	
保険料 1,264		Ⅲ 外 注 費	515, 093
維費 6,857	133, 157	IV 経 費	238, 771
営業利益(営業損失)	53, 172	(うち人件費66,610)	
ELINIA VELVINOVA	xxxxid	完成工事原価	1, 250, 190

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。 ただし、会社法 (平成17年法律第86号) 第2条第6号に規定する大会社にあって

単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」と して記載すること。

- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない
- 5 兼業事業とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業 をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称 をもって記載することができる。

なお、「兼業事業売上高」(二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの 兼業事業の売上高の総計)の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売 上高」、「売上原価」及び「売上10「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」の みである場合においては、科目の記載を要しない。

総利益(売上総損失)」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。

- 6 「雑費」に属する費用で販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」 に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に 含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記 すること。

ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。

- 10 特別利益に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は特別損失に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異(会計上の簿価と税務上の簿価との差額)の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載 すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年 度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法 人税等調整額」には含めない。

貸借対照表

科目	摘要
【資産の部】	阿久
【頁座の部】 I 流 動 資 産	
	現金
現金預金	現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書等
	預金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後1年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
受 取 手 形	営業取引に基づいて発生した手形債権(割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、 控除して別に注記する)。ただし、このうち破産債権、再生債権、更正債権その他これらに準ずる債 権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
完成工事未収入金	完成工事高に計上した工事にかかる請負代金(税抜方式を採用する場合も取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)の未収額。ただし、このうち破産債権、再生債権、更正債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
有 価 証 券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後1年以内に満期の到 来する有価証券
未成工事支出金	完成工事原価に計上していない工事費並びに材料費の購入及び外注のための前渡金及び手付金等
材 料 貯 蔵 品	手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未成工事支出金、完成工事原 価又は販売費及び一般管理費として処理されなかったもの
短 期 貸 付 金	決算期後1年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産(長期貸付金)に記載することができる。
前 払 費 用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後1年以内に費用となるもの。ただし、当初1年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産 (長期前払費用)に記載することができる。
そ の 他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によって生じた未収入金、営業外受取 手形その他決算期後1年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さない もの。ただし、営業取引以外の取引によって生じたものについては、当初の履行期が1年を超え、 又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
貸 倒 引 当 金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
Ⅱ 固 定 資 産	
(1) 有形固定資産	
建物・構築物	次の建物及び構造物をいう。
∫ 建 物	社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの付属設備
構築物	土地に定着する土木設備又は工作物
機 械 ・ 運 搬 具	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。
(機械装置	建設機械その他の各種機械及び装置
船舶	船舶及び水上運搬具
航 空 機	飛行機及びヘリコプター
車 両 運 搬 具	鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
工具器具・備品	次の工具器具及び備品をいう
│ 工 具 器 具	各種の工具又は器具で耐用年数が1年以上かつ取得価格が相当額以上であるもの (移動性仮設建物を含む)
備品	各種の設備で耐用年数が1年以上かつ取得価格が相当額以上であるもの
土 地	自家用の土地
リース資産	ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、有形固定資産に属するものに限る。
建設仮勘定	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出
そ の 他	他の有形固定資産科目に属さないもの
(2)無形固定資産	
特 許 権	有償取得又は有償創設したもの
借 地 権	有償取得したもの(地上権を含む)
の れ ん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分され た純額を上回る場合の超過額

リース資産

ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産。ただし、無形固定資産に属するものに限る。

その他

有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの

(3)投資その他の資産

投資有価証券 関係会社株式・関係 会社出資金 流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に属するものを除く。 次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう。

関係会社株式 関係会社出資金

会社会計規則(平成 18 年法務省令第 13 号)第 2 条第 3 項第 23 号に定める関係会社の様式

長期貸付金

会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資金。

流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金

破産更正債権等

完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち、破産債権、再生債権、更正債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの。

長期前払費用

未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの

繰延税金資産

税効果会計の適用により資産として計上されるもの

そ の 他

長期保証金等 1 年を超える債権、出資金(関係会社に対するものを除く。)等他の資産科目に属さないもの

貸倒引当金

長期貸付金等投資等に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。

Ⅲ 繰 延 資 産

株

創 立 費

定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用

開 業 費

付 費

式 交

土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用

株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用

社 債 発 行 費

社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用(新株予約権等の発行等に係る費用を含む。)

開 発 費

新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用(ただし、経常費の性格をもつものは含まれない。)

【負債の部】

I 流 動 負 債

支 払 手 形

営業取引に基づいて発生した手形債務

工事未払金

工事費の未払額(工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。)。ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。

短期借入金リース債務

決算期後1年以内に返還されると認められる借入金(金融手形を含む。)

ファイナンス・リース取引におけるもので決算期後1年以内に支払われると認められるもの

未 払 金

固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの

未 払 費 用

未払給料手当、未払利息等継続的な役務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供され た役務に対する未払額

未払法人税等

法人税、住民税及び事業税の未払額

未成工事受入金

請負代金の受入高のうち完成工事高に計上していないもの。

預 り 金

営業取引に基づいて発生した預り金及び営業外取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内 に返済されるもの又は返済されると認められるもの

前 受 収 益

前受利息、前受賃貸料等

・・引当金

修繕引当金、完成工事補償引当金、工事損失引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した 科目をもって記載すること。)

修繕引当金

完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金

完成工事補償引当金

引渡しを完了した工事に係る契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、 代金の減額の請求又は契約の解除に対する引当金

工事損失引当金

工事原価総額等が工事収益総額を上回る場合の超過額から、他の科目に計上された損益の額を控除した額に対する引当金

役員賞与引当金

決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金 (実質的に確定債務である場合を除く。)

97

そ \mathcal{O} 仙 営業外支払手形等決算期後1年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債科目に 属さないもの

Ⅱ 固 定 負 債

> 衦 倩

会社法(平成18年法律第86号)第2条第23号の規定によるもの(償還期限が1年以内に到来す るものは、流動負債に記載すること。)

期借入 金 IJ ー ス 倩 務

流動負債に記載された短期借入金以外の借入金 ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの

繰延税金負債

税効果会計の適用により負債として計上されるもの

· · · 引 当 金 (退職給付引当金 退職給付引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。)

役員及び従業員の退職給付に対する引当金

負ののれん

金

合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分され た純額を下回る場合の不足額

そ \mathcal{O} 佃 長期未払金等1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの

【純資産の部】

I 株 主 本

会社法第 445 条第 1 項及び第 2 項、第 448 条並びに第 450 条の規定によるもの

新株申込証拠金 資本剰余金

本

申込期日経過後における新株式の申込証拠金

資本準備金

会社法第 445 条第 3 項及び第 4 項、第 447 条並びに第 451 条の規定によるもの

その他資本剰余金

資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取崩しによって生ずる剰余金や自己株式の処分差益な ど資本準備金以外のもの

利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金

会社法第 445 条第 4 項及び第 451 条の規定によるもの

· · · 積立金

株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの

(準備金) 繰越利益剰余金

利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金(準備金)以外のもの

己 株 式

会社が所有する自社の発行済株式

自己株式申込証拠金

申込期日経過後における自己株式の申込証拠金

Ⅱ 評価・換算差額

その他有価証券評価 差額金

時価のあるその他有価証券を期末日時価により評価替えすることにより生じた差額から税効果相当 額を控除した残額

繰延ヘッジ損益

繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えすることにより生じた差額から税効果相当 額を控除した残額

土地再評価差額金

土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき事業用土地の再評価を行ったことに より生じた差額から税効果相当額を控除した残額

Ⅲ新株予約権

会社法第2条第21号の規定によるものから同法第255条第1項に定める自己新株予約権の額を控 除した残額

損益計算書

科目 摘要 I 売 上 高 完成工事高 工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額及び工事完成基準により収益に 計上する場合における最終総請負高(請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計 上による請負高) 又は会社が顧客との契約の義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を 認識する場合における工事契約に係る収益。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税 額及び地方消費税額を除く なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗 じた額又は分担した工事額を計上する。 兼業事業売上高 建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合における当該事業の売上高 Ⅱ売 上 原 完成工事原価 完成工事高として計上したものに対応する工事原価

兼業事業売上原価

売 上 総 利 益 (売上総損失)

完成工事総利益(完成工事総損失)

兼業事業総利益(兼業事業総損失)

Ⅲ 販売費及び一般管理費

役 員 報 酬従業員給料手当

退 職 金

法 定 福 利 費

福利厚生費

修繕維持費

事務用品費

通信交通費

動力用水光熱費

調査研究費

広 告 宣 伝 費 貸倒引当金繰入額

貸 倒 損 失

交 際 費

寄 付 金

減価償却費

家

賃

費

代

地

雑

開発費償却

租税公課

保 険 料

営業利益(営業損失)

Ⅳ 営業外収益

受取利息及び配当金

 受取利息

 有価証券利息

 受取配当金

そ の 他

有価証券売却益

雑 収 入

V 営 業 外 費 用支 払 利 息

支払利息割引料

社 債 利 息

貸倒引当金繰入額

貸 倒 損 失

兼業事業売上高として計上したものに対応する兼業事業の売上原価

売上高から売上原価を控除した額

完成工事高から完成工事原価を控除した額

兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額

取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬(役員賞与引当金繰入額を含む。)

本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)

役員及び従業員に対する退職金(退職年金掛金を含む。)。ただし、退職給付に係る会計基準を適用 する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場 合においても異常なものを除く。

健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金

慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用

建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費

通信費、交通費及び旅費

電力、水道、ガス等の費用

技術研究、開発等の費用

広告、公告又は宣伝に要する費用

営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。

営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。

得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等

社会福祉団体等に対する寄付

事務所、寮、社宅等の借地借家料

減価償却資産に対する償却額

繰延資産に計上した開発費の償却額

事業税(利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。)、事業所税、不動産取得税、 固定資産税等の租税及び道路占有料、身体障害者雇用納付金等の公課

火災保険その他の損害保険料

社内打ち合わせ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用

売上総利益(売上総損失)から販売費及び一般管理費を控除した額

次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。

預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息。ただし、有価証券利息に属するものを除く。

公社債等の利息及びこれに準ずるもの

株式利益配当金(投資信託収益分配金、みなし配当を含む。)

受取利息配当金以外の営業外収益で次のものをいう

売買目的の株式、公社債等の売却による利益

他の営業外収益科目に属さないもの

次の支払利息及び社債利息をいう

借入金利息等

社債及び新株予約権付社債の支払利息

営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。

営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。

支払利息、貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう \mathcal{O} 他 創 立費償却 繰延資産に計上した創立費の償却額 業費 償 却 繰延資産に計上した開業費の償却額 株式交付 繰延資産に計上した株式交付費の償却額 社債発行費償却 繰延資産に計上した社債発行費の償却額 有価証券売却損 売買目的の株式、公社債等の売却による損失 有価証券評価損 会社計算規則第5条第3項第1号及び同条第6項の規定により時価を付した場合に生ずる 有価証券の評価額 雑 支 出 他の営業外費用科目に属さないもの 常 利 営業利益(営業損失)に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額 (経常損失) VI 特 益 別 利 前期損益修正益 前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発 生するものは、経常利益(経常損失)含めることができる。 そ 他 固定資産売却益、投資有価証券売却益、財産受贈益等異常な利益。ただし、金額が重要でないもの 又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。 VII 特 別 損 失 前期損益修正損 前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発 生するものは、経常利益(経常損失)に含めることができる。 7 固定資産売却損、減損損失、災害による損失、投資有価証券売却損、固定資産圧縮記帳損、損害賠 \mathcal{O} 他 償金等異常な損失。ただし、金額が重要でないもの又は毎期経常的に発生するものは、経常利益(経 常損失) に含めることができる。 税引前当期純利益 経常利益(経常損失)に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額 (税引前当期純損失) 当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等(法人税、住民税及び利益に関する金額を課税 法人税、住民税及び事業 標準として課される事業税をいう。以下同じ。)の額並びに法人税等の更正、決定等による納付税額 及び還付税額 税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額 法人税等調整額 当期純利益 税引前当期純利益(税引前当期純損失)から法人税、住民税及び事業税を控除し、法人税等調整額 (当期純損失) を加減した額とする。

完成工事原価報告書

科目		摘要
材	料費	工事のために直接購入した素材、半製品、製品、材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費(仮設材料の損耗額等を含む。)
労	務費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を 約する契約でその大部分が労務費であるものは、労務費に含めて記載することができる。
(う	ち労務外注費)	労務費のうち、工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づ く支払額
外	注費	工種・工程別等の工事について素材、半製品、製品等を作業とともに提供し、これを完成すること を約する契約に基づく支払額。ただし、労務費に含めたものを除く。
経	費	完成工事について発生し、又は負担すべき材料費、労務費及び外注費以外の費用で、動力用水光熱費、機械等経費、設計費、労務管理費、租税公課、地代家賃、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費、雑費、出張所等経費配賦額等
(う	ち 人 件 費)	経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費

株主資本等変動計算書

自 令和 ○ 年 4月 1日 至 令和 ○ 年 3月 31日

(会社名) 茨城建設(株)

千円

		N)	o)u			株主資本							評価・換	算差額等			
	資本金 新株式			資本剰余金			利益類	剛余金		自己	株主資	その他有価証	繰延ヘッジ	土地再評価	評価・ 換算差	新株 予約権	純資産 合計
		申込証拠金	資本準備金	その他資本	資本 剰余金	利益準備金	準 その他利益剰余金 東		利益剩余金合計	株式	本合計	券評価 差額金	損益	差額金	額等合計		
				剰余金	合計		積立金	繰越 利益 剰余金									
当期首残高	40,000					5,000	25, 000	18, 864	48, 864		88, 864						88, 864
当期変動額																	
新株の発行				15	9	8					11 13	1					
剰余金の配当								△3,800	△3, 800		△3,800						△3,800
当期純利益				et 35				22, 918	22, 918		22, 918						22, 918
自己株式の処分						0.						,					
任意積立金の積み立て				: 1			5, 000	△5,000			-1	į.					
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)																	
当期変動額合計							5, 000	14, 118	19, 118		19, 118	À					19, 118
当期末残高	40,000		33		Ĉi -	5,000	30, 000	32, 982	67, 982		107, 982	3					107, 982

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の 状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
 - ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。
- この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。 4 その他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額(変動事由ごとの金額)及び当期末残高を株主資本等変動 計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の前期末残高、当期変動額及び 当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 5 評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額(当期変動額については主な変動事由にその金額を表示す る場合には、変動事由ごとの金額を含む。)及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示するこ とができる。この場合には、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載す
- 6 各合計額の記載は省略することができる。
- 7 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
- (1) 当期純利益又は当期純損失
- (2) 新株の発行又は自己株式の処分
- (3) 剰余金(その他資本剰余金又はその他利益剰余金)の配当
- (4) 自己株式の取得
- (5) 自己株式の消却
- (6) 企業結合(合併、会社分割、株式交換、株式移転など)による増加又は分割型の会社分割による減少
- (7) 株主資本の計数の変動
- ① 資本金から準備金又は剰余金への振替
- ② 準備金から資本金又は剰余金への振替
- ③ 剰余金から資本金又は準備金への振替
- ④ 剰余金の内訳科目間の振替
- 9 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 10 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額と がある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
- 11 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金 と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するもの とする。
 - (1)新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き(資本金又は資本準備金の額 の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加)として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載す る方法。
 - (2)新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法。

企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に取り扱う。

- 12 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- 13 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択するこ とができる。
 - (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
- 14 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 評価・換算差額等
 - ① その他有価証券評価差額金

その他有価証券の売却又は減損処理による増減

純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減

② 繰延ヘッジ損益

ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減

純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減

(2) 新株予約権

新株予約権の発行

新株予約権の取得

新株予約権の行使

新株予約権の失効

自己新株予約権の消却

自己新株予約権の処分

- 15 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象 となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。
- (1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
- (2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法

この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算 差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のい ずれによることもできる。また、繰延ヘッジ損益についても同様に取り扱う。

なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税 金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。

16 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社 員資本」として記載する。

記

自 令和 ○ 年 4月 1日 至 令和 〇 年 3月31日

(会社名) 茨城建設(株)

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部練資産直 入法で処理、売却原価は移動平均法で算定)

イ 時価のないもの 移動平均法による原価法

- ② 販売用不動産
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 建物については定額法、その他の資産は定率法
 - ② 無形固定資産 定額法
- (3) 引当金の計上基準

貸倒引当金の計上基準

一般債権については法人税法の規定による法定繰入率、その他の債権については個々の債 14 関連当事者との取引 権の回収可能性を勘案して計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

工事収益の計上基準

すべての工事について工事完成基準を適用している。

- (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法 税抜方式
- (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる 重要な事項 該当なし
- 3 会計方針の変更 該当なし
- 4 表示方法の変更 該当なし
- 4-2 会計上の見積り
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬の訂正
- 7 貸借対照表関係
- (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ①担保に供している資産の内容及びその金額
 - ②担保に係る債務の金額
- (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
- (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭 債権及び金銭債務

- (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
- (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額 該当なし

8 損益計算書関係

- (1) 売上高のうち関係会社に対する部分
- (2) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
- (3) 売上原価のうち工事損失
- (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
- (5) 研究開発費の総額(会計監査人を設置している会社に限る。)
- 9 株主資本等変動計算書関係
- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数 普通株式 0000株 普诵株式 0000株
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
- (3) 剰余金の配当 該当なし
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

無し

- 10 税効果会計
- 11 リースにより使用する固定資産
- 12 金融商品関係
- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等
- 13 賃貸等不動産関係
- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

取引の内容

属性	会社等の名称又は 氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科目	期末残高 (千円)

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容
- 15 一株当たり情報
- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失
- 16 重要な後発事象
- 17 連結配当規制適用の有無
- 17-2 収益認識関係
- 18 その他 **該当なし**

記載要領

1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

記載を安する社記は、以下の通りとする。		株式会	社		
	会計監査人 設置会社	会計監	査人なし	持分会社	
	設置会社	公開会社	株式譲渡 制限会社		
1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況	0	×	×	×	
2 重要な会計方針	0	0	0	0	
3 会計方針の変更	0	0	0	0	
4 表示方式の変更	0	0	0	0	
4-2 会計上の見積り	0	×	×	×	
5 会計上の見積りの変更	0	×	×	×	
6 誤謬の訂正	0	0	0	0	
7 貸借対照表関係	0	0	×	×	
8 損益計算書関係	0	0	×	×	
9 株主資本等変動計算書関係	0	0	0	×	
10 税効果会計	0	0	×	×	
11 リースにより使用する固定資産	0	0	×	×	
12 金融商品関係	0	0	×	×	
13 賃貸等不動産関係	0	0	×	×	
14 関連当事者との取引	0	0	×	×	
15 一株当たり情報	0	0	×	×	
16 重要な後発事象	0	0	×	×	
17 連結配当規制適用の有無	0	×	×	×	
17-2 収益認識関係	0	×	×	×	
18 その他	0	0	0	0	

記載不要

- 【凡例】○・・・記載要、×・・・記載不要
 2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。
 3 記載すべき金額は、注15を除き千円単位をもつて表示すること。ただし、会社法(平成17年法律第86号)第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
 4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。
 5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載すること。
- 載する。
- する。
 注に掲げる事項の記載に当たっては、当該事項の番号に対応してそれぞれ以下に掲げる要領に従って記載する。
 注1 事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような
 事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなおその前
 提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった
 場合を除く。)は、次に掲げる事項を記載する。

 ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 ② 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

 - 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由 当該重要な不確実性の影響を貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に反映しているか否 かの別

- かの別

 2 重要性の乏しい事項は、記載を要しない。
 (4) 完成工事高及び完成工事原価の認識基準、決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法その他の収益及び費用の計上基準について記載する。なお、会社が顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、次に掲げる事項を記載する。
 ① 当該会社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な職務の内容② ①に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点③ ①及び②に掲げるもののほか、当該会社が重要な会計方針に含まれると判断したもの
 (5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。3 一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は記載を要せず、また、会計監査人設置会社以外の株式会社及び持分会社にあっては、④ロ及びいに掲げる事項を省略することができる。
 ② 当該会計方針の変更の内容② 当該会計方針の変更の内容② 当該会計方針の変更の内容② 当該会計方針の変更の四理由
 ③ 会社計覧規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第59号に規定する溯及適用(以下単に「溯及適用」と

 - ② 当該会計方針の変更の理田 ③ 会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第59号に規定する遡及適用(以下単に「遡及適用」という。)をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額 ④当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項(当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難なときは、口に掲げる事項を除く。) イ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の主な項目に対する影響額 ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の

 - 変更の適用方法及び適用開始時期
 - 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合で あって、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

- 一般に公正妥当と認められる表示方法を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。 ① 当該表示方法の変更の内容
- 当該表示方法の変更の理由
- ② 国家なの方はの多くのた日 注4-2 次に掲げる事項を記載する。 (1) 会計上の見積りにより当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の項目に その額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表に 重要な影響を及ぼす可能性のあるもの

当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は注記表の(1)に掲げる項目に計上した

- (3) (2)に掲げるもののほか、(1)に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 注5 会計上の見積りの変更をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しな

 - 当該会計上の見積りの変更の内容 当該会計上の見積りの変更の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表の項目に対する影響額 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるとき
 - 3 は、
- 当成芸別主义の表現 は、当該影響に関する事項 会社計算規則第2条第3項第64号に規定する誤謬の訂正をした場合に、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要 性の乏しい事項は、 記載を要しない。
 - 当該誤謬の内容
- 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額
- 注 7

 - 7
 (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。
 (2) 保証債務、手形遡求債務、損害賠償義務等(負債の部に計上したものを除く)の種類別に総額を記載する。
 (3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
 (4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役又は執行役別の金額は記載することを要しない。
 (5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。
 (6) 同一の工事契約に関する未成工事支出金と工事損失引当金を相殺せずに両建てで表示したときは、その旨及び当該未成工事支出金の金額のうち工事損失引当金に対応する金額を、未成工事支出金と工事損失引当金を相殺して表示したときは、その旨及び相殺表示した未成工事支出金の金額を記載する。
- - (1) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。(2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。
- 注 9
 - (3) 事業年度中に行った剰余金の配当(事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。)について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。
- (3) 事業平度中に行った刺宗金の配当(生産) (1) の配当を支がるための会社法第124条第 1 項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。) について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。注10 練延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。注11 ファイナンス・リース取引(リース取引)のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース教作(当該リース契約により使用する物件をいう。) の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。) の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。注12 重要性の乏しいものについては記載することを要しない。注13 賃貸等不動産の総額に重要性が乏しい場合は、記載を要しない。注14 「関連当事者」とは、会社と第三者との間の取引で当該会社と関連当事者との間引益が相反するものを含む。ただし、重要性の乏しい取引及び関連当事者との取引のうち以下の取引については記載を要しない。① 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 ② 取締役、会計を与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
 ③ その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

- 「種類」の欄には、会社計算規則第112条第4項各号に掲げる関連当事者の種類を記載する。 15 株式会社が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合において、当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を
- 該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して(1)及び(2)に掲げる額を算定したときは、その旨を 追加して記載する。 注17 会社計算規則第158条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。 注17—2 会社が顧客の契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合に、次に掲げ る事項(重要性の乏しいものを除く。)を記載する。ただし、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会 社にあつては、①及び③に掲げる事項を省略することができる。 ① 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす 主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項 ② 収益を理解するための基礎となる情報 ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 なお、①から③までに掲げた事項が注2の規定により注記すべき事項と同一であるときは、当該事項の記載を要し
- 18 注1から注17-2までに掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

35, 000, 000

4,000,000

39,000,000

(単位 千円) 要

完成工事未収入金

附属明細表

滞留状況 生

当期計上分

前期以前計上分

計

令和 ○ 年3月31日現在

1 完成工事未収入金の詳細

±₽	1手	廾.	민미	1	국ロ

	IH 1 7 PW.	1 L 1 L/J	`
相	手	先	金 額
0	0	省	千円 10, 500, 000
A	建	設	4, 300, 000
В	不 動	産	3, 100, 000
そ	Ø	他	9, 800, 000
	計		27, 700, 000

2 短期貸付金明細表

相 手	先	金 額
A 不動	産	千円 1, 500, 000
B開発工	業	950, 000
計		2, 450, 000

3 長期貸付金明細表

相	手	先	金	額
A	組	合		手用 3, 500, 000
В	不 動	産		1, 750, 000
そ	の	他		3, 430, 000
	計			8, 680, 000

930,000

4 関係会社貸付金明細表

計

	MMALA		791 E 721EI		179119A 2 18R	79171(72(14)	使途	担保	返済期限
短期	A 興 氵	業	500,000	_	500, 000	-	運転資金	なし	令和○年○月
貸付	B開発興業	業	-	150,000	-	150,000	設備資金	土地	令和〇年〇月
金	小	計	500,000	150,000	500,000	150,000	ı	1	-
長期	A 建 华	勿	350,000	230,000	140, 000	440,000	設備資金	土地	令和〇年〇月
貸付	B解体工具	事	80,000	130,000	110, 000	100,000	長期運転	なし	令和○年○月
金	小	計	430,000	360,000	250, 000	540,000	-	-	-

750,000

690,000

関係会社名 期首残高 当期増加額 当期減少額 期末残高

510,000

5 関係会社有価証券明細表

5 MMA = 1 Imms / ///FX															
株		一株の	期	首 残	高	当期	増加額	当期	减少額	期	末残	高			
7/1	銘柄	金額(円)	株式数(株)	取得 価額 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	株式数 (株)	金額 (千円)	株式数 (株)	金額 (千円)	株式数(株)	取得 価額 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	摘要		
	A工務店	500	100,000	50,000	50,000	_	_	20,000	10,000	80,000	40,000	40,000	子会社		
_6	B解体工事	50,000	2,000	100,000	100,000	800	40,000	_	-	2,800	140,000	140, 000	"		
式	計	_	102,000	150,000	150, 000	800	40,000	20,000	10,000	82, 800	180,000	180, 000	-		
\Box	銘柄	期 首 残		残高				当期減少額		期	末残	高			
		取得	価額	貸借対照 表計上額								資借対照 表計上額	摘要		
Ī.,	A興業		15,000 15,0		15, 000		_	-		15	, 000	15, 000	子会社		
社債	B開発興業		13, 500		13, 500		13, 500	-		5,000		8,500		8, 500	"
	計		28, 500		28, 500		-		5, 000	23, 500		23, 500	-		
有そ	A不動産		8, 500	8, 500 8, 500			=		=		8, 500		関連会社		
価の証他	Bビル		7,000 7,000		-		3,000		4,000		4,000	"			
券の	計		15, 500		15, 500		-		3,000	12	, 500	12, 500	-		

6 関係会社出資金明細表

(単位 千円)

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
A 建 築	450,000	I	-	450, 000	子会社
B開発興業	230,000	I	-	230, 000	"
計	680,000		-	680, 000	_

7 短期借入金明細表

(単位 千円)

借入先	先 金 額 返済期日		摘	要
16 八 元	金額	区 併 朔 口	使途	担保
A 銀 行	1, 500, 000	令和○年○月○日	運転	なし
B銀行	800, 000	令和○年○月○日	"	"
計	2, 300, 000	-	-	_

8 長期借入金明細表

(単位 千円)

_	20/9110/ 100/1/	C/MID/CE//MPX						
	借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高		摘	要
	A 銀 行	(100, 000) 500, 000	(50, 000) 250, 000	100,000	(150, 000) 650, 000	長期 運転	土地	令和○年○月
	B銀行	(70, 000) 350, 000	-	70,000	(70, 000) 280, 000	"	"	令和○年○月
	C 銀 行	ı	(50, 000) 150, 000	-	(50, 000) 150, 000	"	なし	令和○年○月
	計	(170, 000) 850, 000	(100, 000) 400, 000	170,000	(270, 000) 1, 080, 000	_	_	_

9 関係会社借入金明細表

(単位 千円)

	関係会社名	上名 期首残高 当期増加額 当期減少額 期末残高		期关账章 小租佣加超 小租牌小超 期字账号		期首残高 当期増加額 当期減少額 期末残		期关联章 光期博加娟 光期減小類		期 关			摘 要		
	判 体云14石	州目代同		日别似少領	州不伐同	使途	担保	返済期限							
短	A 不動産	400,000	-	400, 000	ı	運転資金	なし	令和○年○月							
期借	B 建 築	250,000	100, 000	250, 000	100,000	11	"	令和○年○月							
入	C 興 業	1	130, 000	I	130,000	運転資金	IJ	令和○年○月							
金	小 計	650,000	230, 000	650, 000	230,000	-	ì	1							
長	A開発興業	320,000	270, 000	110,000	480,000	長期運転	なし	令和○年○月							
期借	B工務店	170,000	-	60,000	110,000	11	"	令和○年○月							
入	C俱楽部	90, 000	120,000	30,000	180,000	設備資金	"								
金	小 計	580,000	390, 000	200, 000	770, 000	-	Ī	-							
	計	1, 230, 000	620,000	850, 000	1,000,000	-	Ī	-							

10 保証債務明細表

(単位 千円)

. 0	アド世間 (3777) 777年	420	(+	-17- 1 1 1 1 /
	相 手	先	金	額
	A開発			6, 800, 000
	B不動産			4, 300, 000
	Cリース			3, 100, 000
	計			14, 200, 000

記載要領

第1 一般的事項

- 1 「親会社」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 2 「関連会社」とは、会社計算規則(平成 18 年法務省令第 13 号) 第 2 条第 3 項第 19 号に定める会社をいう。
- 3 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第23号に定める会社をいう。
- 4 証券取引法第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。
- 5 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。 ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

」 第2 個別事項

1 完成工事未収入金の詳細

- (1) 別記様式第十五号による貸借対照表(以下単に「貸借対照表」という。)の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 滞留状況については、当期計上分(1年未満)及び前期以前計上分(1年以上)に分け、 各々の合計額を記載すること。

2 短期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

3 長期貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- (3) 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

4 関係会計貸付金明細表

- (1) 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 摘要の欄には、貸付の条件(返済期限(分割返済条件のある場合にはその条件)及び担保物件の種類)について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び

U

返済期限について要約して記載することができる。

5 関係会社有価証券明細表

- (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社 出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄 及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下であ る時は記載を省略することができる。
- (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係(親会社、子会社等の関係)を摘要欄に記載すること。
- (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
- (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表(以下単に「注記表」という。)の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (5) 当期増加額及び当期減少額がともにない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- (6) 一の会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の 100 分の 5 を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び資本の合計額が 100 分の 5 を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の 100 分の 20 を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容(例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容)を注記すること。
- (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。

6 関係会社出資金明細表

- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件(1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件)を摘要欄に記載すること。
- (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。

7 短期借入金明細表

- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。
- (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
- (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件(担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率)等について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

8 長期借入金明細表

(1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借

入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、 無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。

- (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書(括弧書)として記載し、その旨を注記すること。
- (3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件(返済期限(分割返済条件のある場合にはその条件)及び担保物件の種類)について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及 び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括 されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間における1年ごとの返済予定 額を注記すること。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

9 関係会社借入金明細表

- (1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の5以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、 第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。

10 保証債務明細表

- (1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先事の額が記載されている時は記載を省略 することができる。
- (3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

その他

流動負債合計

様式第十八号 (第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

168

11,353

貸 借 対 照 表

令和 ○ 年12月31日現在

(商号又は名称) 鈴木商店

資産の部

I	流	動 資 産			千円
		現金預金		11,147	
		受取手形		2,916	
		完成工事未収入金		2,927	
		有価証券		400	
		未成工事支出金		3,494	
		材料貯蔵品		2,700	
		その他			
		貸倒引当金	Δ		
		流動資産合計		23,915	
П	固	定資産			
		建物・構築物		415	
		機械・運搬具		5,115	
		工具器具・備品		1,559	
		土地		3,085	
		建設仮勘定			
		破産債権、更生債権等			
		その他			_
		固定資産合計		10,175	
		資産合計		34,090	
		負	債 の 部		
I	流	動 負 債			
		支払手形		2,012	
		工事未払金		2,724	
		短期借入金		2,735	
		未払金		1,342	
		未成工事受入金		1,911	
		預り金		48	
		引当金			

Ⅱ 固定負債

長期借入金5,625その他5,625自債合計5,625負債合計16,979

純資産の部

期首資本金 14.171 事業主借勘定 471 事業主貸勘定 △ 2.434 事業主利益 4,903 純資産合計 17.111 負債純資産合計 34.090

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

税抜処理方式

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。

期首資本金 ― 前期末の資本合計

事業主借勘定 ― 事業主が事業外資金から事業のために借りたもの

事業主貸勘定 ― 事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの

事業主利益(事業主損失) ― 損益計算書の事業主利益(事業主損失)

- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額 の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用ずる。
- 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を 付した科目をもって掲記すること。
- 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。

ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

18号 貸借対照表(個人用)

千円

損益計算書

自 令和 ○ 年 1月 1日 至 令和 〇 年12月31日

(商号又は名称) 鈴木商店

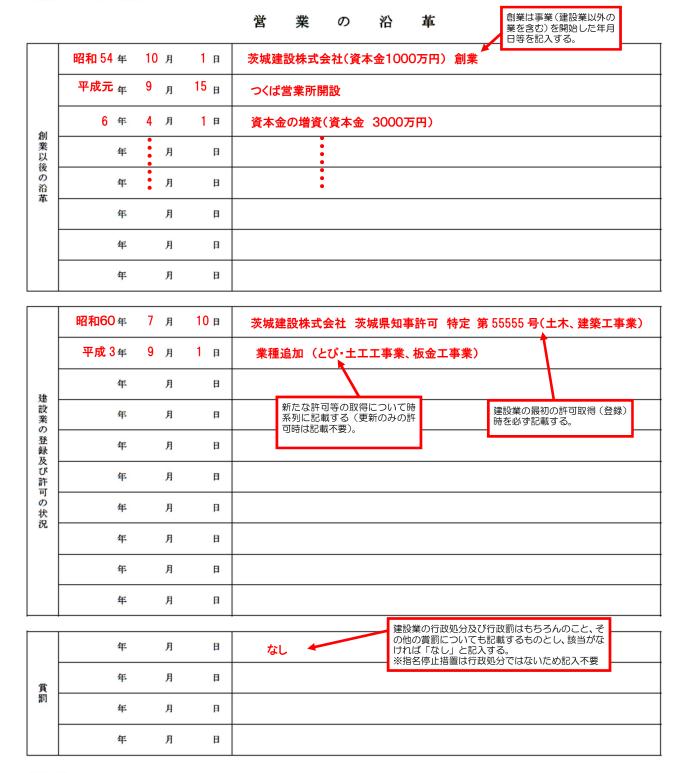
I 完成工事高 70,832 Ⅱ 完成工事原価 材料費 17,636 労務費 15,096 (うち労務外注費 外注費 13,610 経 費 14,422 60,785 完成工事総利益 (完成工事総損失) 10,046 Ⅲ 販売費及び一般管理費 1,110 従業員給料手当 退職金 887 法定福利費 240 福利厚生費 279 維持修繕費 470 事務用品費 214 通信交通費 52 動力用水光熱費 147 広告官伝費 91 交際費 561 寄付金 地代家賃 149 減価償却費 210 租税公課 424 保険料 137 雑 費 206 5,182 営業利益(営業損失) 4,864 IV 営業外収益 受取利息配当金 209 その他 70 279 V 営業外費用 支払利息 240 その他 70 240 4,903

事業主利益 (事業主損失) 注 工事進行基準による「完成工事高」

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載す
- 2 「事業主利益(事業主損失)」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類に よること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要し ない。
- 5 建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合において兼業事 業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売 上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、販売費及び一般管理費の総額の10分の1を超えるもの については、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」 に属する費用の記載に準用する。

様式第二十号(第四条関係) (用紙A4)



記載要領

- 1 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 2 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等(更新を除く。) について記載すること。
- 3 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

様式第二十号の二 (第四条関係)

所 属 建 設 業 者 **d** 体 (用紙A4) 团 所 属 年 月 F 体 0 名 称 なし 法第27条の37の規定に基づき、国土交通省又は都 道府県に届出を行っている団体(茨城県の場合、(一社)茨城県建設業協会、(一社)茨城県電設業協会、(一社)茨城県電設業協会、(一社)茨城県空調衛生工事 業均会)、を記載する。 業協会)を記載する。

記載要領

「団体の名称」の欄には、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

様式第二十号の三(第四条関係) (用紙A4)

主要取引金融機関名

政府関係金融機関	普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その	他	の金	融	機関
	OO銀行××支店						
独立行政法人住宅金融支援機構 政策金融公庫、株式会社日本政 ついて記載する。							

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。 (例 ○○銀行○○支店)

様式第二十二号の二 (第八条、第九条関係)

変更届に添付する書類等については別途確認のこと

[該当する事項にOをつ ける。	変	更届出 書 (第一面)	00006
	下記のとおり、 (1)商号又は名称 (2) (6)支配人の氏名 (7) について変更があつたの		(4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 8) 建設業法第7条第2号 1に規定する営業所 し、建設業法第15条第2号	J
	地大整備局長 北海道開発局長 茨 <mark>城県</mark> 知事 殿	大臣 コード 知事	茨城建設林	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ■市笠原町 9 7 8 - 6 未式会社 8 - 茨城 太郎
	許可番号	項番 3 5 0 8 国上交通大师 許可 茨城県 知事		許可年月日
	法人番号	36 <mark>\$55</mark> 5555555555555555555555555555555555	55	を記載。 変更年月日 備 考
	届 出 事 項 資本金額	40,000 千円	変 更 後 50,000 千円	29.2.1
	役員の氏名	_	水戸 次郎	29.2.1 就任
	従たる営業所 の所在地	つくば営業所 つくば市OO1-1	つくば営業所 つくば市口口1000	29.2.1
		その他の記載事例	! 別については次ページ参照	
	変更の内容が、次の⑤ ようとする建設業、従た 入すること。		 たる営業所の所在地、資本金額等の変更に限 古る入力事項 の各欄に掲げる事項に係る場合 人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額	
	商号又は名称 : の フ リ ガ ナ :	3 7 23 25	10 15	
変更のあ った部分 のみ記入	商号又は名称			
する。	5.			
	代表者又は個人 の氏名のフリガナ	39 3 5	10 10 15 15	
	代表者又は: 個人の氏名:	40		
	主たる営業所の・・ 所在地市区町村・・・	4 1 3 5 都道府果名	市区町村4	ă
	主たる営業所の 所 在 地 :	42 2 25	10 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15	
		3 5 6	10 15	
	郵 便 番 号 資 本 金 額 又は出資総額	44 5 5 0 0 0 0	電 話 番 号 	
	連絡先 所属等	総務課 029-301-0000	水戸 花子 電話番	_号 029-301-0000

第22号の2 変更届出書(第1面)※その他の記載事例

○ 資本金を変更した場合				
届出事項	変更前	変 更 後	変更年月日	備考
資本金額	40,000千円	50,000千円	R O. O. O	増資
○ 新たに役員が就任した場合	<u> </u>	•		変更した事項を記載
届出事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備考
役員等	_	水戸 次郎	R O. O. O	取締役就任
○ 従たる営業所の所在地を変	変更した場合			
届出事項	変更前	変 更 後	変更年月日	備考
従たる営業所の所在地	つくば市○○1-1	つくば市□□1000	R O. O. O	つくば営業所
○ 営業所を新設した場合				変更した営業所名を記載
届出事項	変更前	変 更 後	変更年月日	備考
営業所の新設	_	水戸営業所	R O. O. O	水戸営業所
建設業法施行令第3条に 規定する使用人	_	建設 太郎	R O. O. O	水戸営業所
専任技術者	=	建設 太郎	R O. O. O	水戸営業所
○ 営業所を廃止した場合届 出 事 項		変更後	変更年月日	備考
営業所の廃止	笠原営業所	_	R O. O. O	笠原営業所
建設業法施行令第3条に	営業 次郎	_	RO.O.O	笠原営業所
規定する使用人				
専任技術者	営業 次郎	_	R O. O. O	笠原営業所
○ 取締役(常勤役員等)が近		者が取締役(常勤役員等)に就任した場合	*===	, I
届出事項 役員等	変 更 前	変更後	変更年月日	開 考 取締役退任・
(常勤役員等の変更)	土木 一夫	_	R O. O. O	常勤役員等離任 取締役就任・
役員等 (常勤役員等の変更)		左官 達三	R O. O. O	常勤役員等就任
○ 取締役 (常勤役員等) が常	常勤役員等のみ退任し、これまで取締役だ	った者が新たに常勤役員等に就任、かつ当該	常勤役員を直接補	佐する者も就任した場合
届出事項	変 更 前	変更後	変更年月日	備考
役員等 (常勤役員等の変更)	土木 一夫	取締役で残る為 空欄にはしない 土木 一夫	R O. O. O	常勤役員等離任
	締役で在任の為 欄にはしない 管野 七三	管野 七三	R O. O. O	常勤役員等就任
役員等	新任の為	&±3/+ 1, ₹2 ⊞	B O O O	
(常勤役員等を直接に 補佐する者の変更)	空欄	舗装とび男	R (). (). ()	
○ 営業所の業種の追加と、こ	これに伴い専任技術者の担当業種を変更し	た場合		
届出事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日	備考
営業所の業種の追加	土木工事業	土木工事業	R O. O. O	本店
変更前	かの状態 ―	造園工事業 変更後の状	態 R ○. ○. ○	本店
専任技術者	常陸 太郎 (土)	常陸 太郎 (土 園)	R O. O. O	本店
○ 営業所の業種を廃止した場		(± 188)		
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
営業所の業種の廃止	建築工事業	建築工事業	R O. O. O	つくば営業所
変更前	の状態 造園工事業	― 変更後の状態	RO.O.O	つくば営業所
専任技術者	常陸 太郎	常陸 太郎	RO.O.O	つくば営業所
4 17 18 47 47	(建 園)	(建)	1.0.0.0	- 、1は白木川
○ 営業所の業種を廃止に伴V 届 出 事 項	<u>、専任技術者を削除した場合</u> 変 更 前	変 更 後	変更年月日	備考
営業所の業種の廃止	建築工事業	建築工事業	RO.O.O	三の丸営業所
変更前	_ 15 de	― 変更後の状態		
文文 部/	の状態 - 造園工事業 - 花園 孝	― 多更後の仏を	RO.O.O	三の丸営業所
専任技術者	化風 卒 (園)	_	R O. O. O	三の丸営業所
○ 専任技術者を交代した場合	人員の交代のみで業種の変更なしの場合			,
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者	常陸 太郎 (園)	花園 孝 (園)	R O. O. O	本店
○ 専任技術者の担当業種のみ	タを変更した場合 担当業種の変更のみで人	員の交代なしの場合		
届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
専任技術者 (担当業種の変更)	建設 花子 (土・と・管)	建設 花子 (建・園)	R O. O. O	筑西営業所
専任技術者 (担当業種の変更)	高芝 草夫 (建・園)	高芝 草夫 (土・と・管)	R O. O. O	筑西営業所

営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、従たる営業所の新設・廃止以外の場合、第二面の提出は不要

(第二面) 2. 営業しようとする建設業 又は従たる営業所の所在地の変更 3. 従たる営業所 4. 従たる営業所 の新設 の廃止

 四土交通大臣 許可 (般 - 0 2)
 第
 $\frac{1}{5}$ $\frac{1}{5}$ </ 許可番号 8208 ◎【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗しゆ板 ガ 塗 防 内 株 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 営業 しよう [8] 8 (従たる営業所) う く ば 従たる営業所の 名 称 ... 8 4 従たる営業所の名称を変更する場合は、「3. 従たる営業所の新設」により、変更後の名称で当該営業所を追加し、「4. 従たる営業所の廃止」により、変更前の名称の営業所を廃止 従たる営業所の 所在地市区町村 : 8 5 都道府県名 する。 従たる営業所の 所 在 地 8 6 鄭 便 番 号 87 305 - 9999 容 営業 しよう 88 (従たる営業所) フリガナ 従たる営業所の 84 従たる営業所の 所在地市区町村 8 5 従たる営業所の 所 在 地 8 6 郵便番号 87 営業 しよう 88 (従たる営業所) フリガナ 従たる営業所の 8 4 従たる営業所の ・・・ 所在地市区町村 ・・・ 8 5 都道府県名 市区町村名 従たる営業所の 8 6 郵 便 番 号 [8 7 容

記載要領

- 1 (1)から(8)までの事項については、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 「 地方整備局長 「国土交通大臣 及び「般 については不要のものを消すこと。 2 北海道開発局長 知事」、 特」
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者(以下「届出者」という。)の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □ □ □ □で表示された枠(以下「カラム」という。) に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□ □ 1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建設工業のように左詰めで記入すること。
- 5 3 5 「許可番号」の欄の「大臣 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表 (一) (130 頁) の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば $\boxed{0}$ $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ $\boxed{2}$ $\boxed{3}$ $\boxed{4}$ 又は $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 月 $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いもの について記入すること。

- 6 3 6 「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入すること。
- 7 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 8 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 9 届出の内容が、経営業務の管理責任者である役員等の氏名に係る場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。
- 10 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 11 届出の内容が、営業所の新設の場合には、「変更後」の欄に、当該営業所に専任で置かれる法第7条第2号 又は第15条第2号に規定する技術者の氏名を記載し、「備考」の欄に当該営業所の名称を記載すること。
- 12 3 7 「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。

なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。

13 3 8 「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

(例 (株) A 建 設

B 建 設 (有) ()

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 15 4 0 「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

16 4 1 「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び8 5 「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載する

_	
08201	水戸市
08202	日立市
08203	土浦市
08204	古河市
08205	石岡市
08207	結城市
08208	龍ヶ崎市
08210	下妻市
08211	常総市
08212	常陸太田市
08214	高萩市
08215	北茨城市
08216	笠間市
08217	取手市
08219	牛久市
08220	つくば市

ひたちなか市
鹿嶋市
潮来市
守谷市
常陸大宮市
那珂市
筑西市
坂東市
稲敷市
かすみがうら市
桜川市
神栖市
行方市
鉾田市
つくばみらい市
小美玉市

08221	ひたちなか市		東	茨	城
08222	鹿嶋市		0 8	3 0	2
08223	潮来市		0 8	3 0	9
08224	守谷市		0 8	3 1	0
08225	常陸大宮市	_			
08226	那珂市		那	珂	郡
08227	筑西市		0 8	3 4	1
08228	坂東市	_			
08229	稲敷市		久	慈	郡
08230	かすみがうら市		0 8	3 6	4
08231	桜川市	_			
08232	神栖市		稲	敷	郡
08233	行方市		0 8	4 4	2
08234	鉾田市		0 8	4 4	3
08235	つくばみらい市		0 8	4 4	7
08236	小美玉市				

東茨城	郡
08302	茨城町
08309	大洗町
08310	城里町

那	珂	郡	
0 8	3 4	1	東海村
			_

0 8	3 6	4	大子町
稲	敷	郡	
0 8	4 4	2	美浦村

阿見町

河内町

結	城	郡	
0 8	5 2	1	八千代町

猿 島 郡	
08542	五霞町
08546	境町

	北		相	1	馬	郡
Ī	О	8	5	6	4	利根町

- 17 4 2 「主たる営業所の所在地」及び8 6 「従たる営業所の所在地」の欄は、13 により記入した市区町村コ ードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については - (ハイフン)を用いて、例えば $\boxed{\mathbf{B}}$ $\boxed{\mathbf{B}}$ $\boxed{\mathbf{B}}$ $\boxed{\mathbf{D}}$ $\boxed{\mathbf{D}}$
- 18 4 3 及び 8 7 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー(ハイフン)で区切り、 例えば0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 のように左詰めで記入すること。
- 19 4 4 「資本金額の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法 人にあっては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。
- 20 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる 者の氏名、電話番号等を記載すること。
- 21 8 1 区分の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
 - 「2.営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・

既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

- 「3.従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合
- 「4.従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3.従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業 所を追加するとともに、「4.従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

22 | 8 | | 3 | 及び 8 | 18 | 「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」 を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事 (絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事 (筋)	電気通信工事(通)
大工工事 (大)	舗装工事(舗)	造園工事 (園)
左官工事(左)	しゅんせつ工事(しゅ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事 (板)	建具工事(具)
石工事業 (石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事 (塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事 (防)	清掃施設工事(清)
管工事 (管)	内装仕上工事(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事(機)	

23 届出の内容が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、814 「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更 後の内容を記入すること。

世十年二十二日の二(第14年の一門だ)

様式第二十二号の三	(第十条の二関係)				(用紙A4)
		届	出	書	
該当する理由に 〇をつける。 下記のとおり、	基準を満たさな (2) 建設業法第7 に掲げる基準を活 3 専任の技術者	条第1号に掲げる くなつた 条第2号又は同法第15条第 がたさなくなつた を削除した 当するに至つた	2号 ので届出をしま	す。 令和 ○ 年	○月 ○ 日
地 方整制 北 海道開源 茨城県	#局長 節局異 知事 殿		届 出 者	茨城県水戸市笠原町978 茨城建設株式会社 代表取締役 茨城 太郎	-6
許可番号	項番 大臣コード 1 3 8 8	国主交通人臣 茨城県知事許可(特	- <mark>0</mark> [])	許可年月日 5 5 号 令和 0 2 年 0 1 月 0	<mark>1</mark> 日
	(1) 建設業法第	7条第1号に掲げる基準〔#	記 経営業務の管理責任者等)		
氏 名 該当するものに ○をつける。	<u> </u>	5	10	元号 [令和R、平成H、昭和S、大 13 14 16 16 16 17 16 17 16 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	正 T 、明治M〕 □ □ □ □ □ □ □
<u> </u>	(2) 建設業法第 (3) 専任の技術を	7条第2号又は同法第15条9 省を削除した場合	第2号に掲げる基準[専任	の技術者〕を満たさなくなつた場合 元号〔令和R、平成H、昭和S、大	正T、明治M)
氏 名	5 3 田 山	5 極	10	生年月日 3 2 9 年 1 0	月 2 2 日
営業所の名称	日立営業	所	建設工事の種類 _	機	
氏 名	5 3	5	10	元号 [令和R、平成H、昭和S、大 生年月日	ET、明治M〕 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
営業所の名称			建設工事の種類		
氏 名	5 3	5	10	元号 [令和R、平成H、昭和S、大 13 14 16 16 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 16 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	正T、明治M)
営業所の名称			建設工事の種類		
	(4) 建設業法第: 具体的事由	3条第1号及び第7号から9	育13号までに規定する欠格	要件に該当するに至つた場合)

記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合 この場合、「(1)」を \bigcirc で囲むとともに、 $\boxed{5}$ $\boxed{2}$ 「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
- (2) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合 この場合、「(2)」を○で囲むとともに、5 3 「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事 の種類」の欄に記入すること。
- (3) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合 この場合、「(3)」を○で囲むとともに、5 3 「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事 の種類」の欄に記入すること。
- (4) 法第 8 条第 1 号及び第 7 号から第 14 号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合 この場合、「(4)」を \bigcirc で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者(以下「届出者」という。)の他にこの届出書を 作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に 係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □□で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **[5] [1]** 「許可番号」の欄の「大臣 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表 (一) (130 頁) の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば $\boxed{0}$ $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ $\boxed{2}$ $\boxed{3}$ $\boxed{4}$ 又は $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 月 $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いもの について記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 月 $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、 次の表の()内に示された略号で記載すること。

土木一式工事 (土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事 (大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゅんせつ工事(しゅ)	さく井工事 (井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事業(石)	ガラス工事 (ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事 (塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事 (清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事業 (解)
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事(機)	

変 更 届 出 書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 許可年月日 令和 02 年 01 月 01 日



 所 在 地 茨城県水戸市笠原町978-6

 商号又は名称
 茨城建設株式会社

代表者氏名 代表取締役 茨城 太郎

事業年度(第 25 期 令和 \bigcirc 年 \bigcirc 月 \bigcirc 日から 令和 \bigcirc 年 \bigcirc 月 \bigcirc 日まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

- (1)工事経歴書 (2)工事施工金額 (3)貸借対照表及び損益計算書 (4)株主資本等変動計算書及び注記表
- (5)事業報告書 (6)附属明細表 (7)法人税納付済額証明書 (8)所得税納付済額証明書
- (9)事業税納付済額証明書 (10)使用人数 (11)建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

(12)定款 (13)健康保険等の加入状況

特例有限会社を除く株 式会社の場合 資本金が1億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が200億円以上の株式会社の場合

(10)~(13)は、変更があった場合提出が必要。 ただし、(13) は、従業員数のみ変更の場合のみ提出可能。 それ以外の内容に変更が生じた場合は 2 週間以内に提出が必要。

記載要領

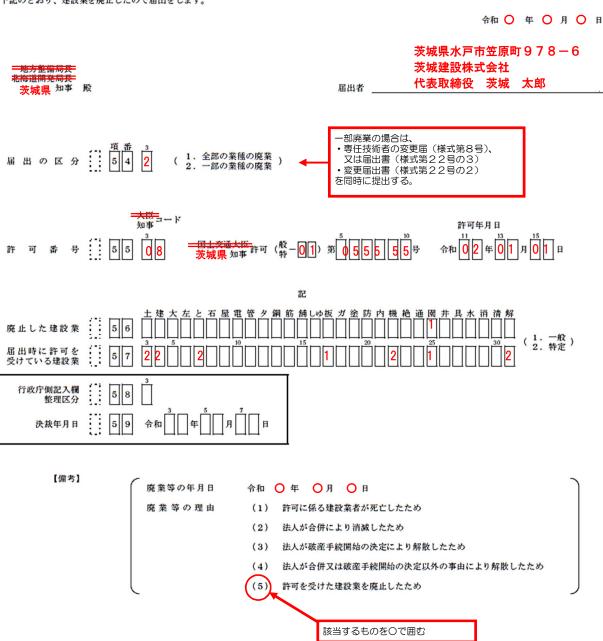
- 「地方整備局長 「国土交通大臣 については、不要のものを消すこと。 知事」 , 知事」
- 2. (1)から(13)までの事項については、該当するものの番号を○でかこむこと。

様式第二十二号の四(第十条の三関係)



廃 業 届

下記のとおり、建設業を廃止したので届出をします。



記載要領

- 「 地方整備局長 「国土交通大臣 及び「般 については不要のものを消すこと。 1 北海道開発局長 知事」、 特」
- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者(以下「届出者」という。)の他にこの 届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、 作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 □ □ □ □ で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 5 4 「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。
- 5 5 5 「許可番号」の欄のコードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表 (一) (130頁) の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば $\boxed{0}$ $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ $\boxed{2}$ $\boxed{3}$ $\boxed{4}$ 又は $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 月 $\boxed{0}$ $\boxed{1}$ 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「 $\boxed{0}$ 」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いもの について記入すること。

6 $\boxed{5}$ $\boxed{6}$ 「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の()内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事 (土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事 (絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事 (筋)	電気通信工事(通)
大工工事 (大)	舗装工事(舗)	造園工事(園)
左官工事 (左)	しゅんせつ工事(しゅ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事 (板)	建具工事(具)
石工事業(石)	ガラス工事 (ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事 (塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事 (清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	解体工事業(解)
タイル・れんが・ブロック工事業 (タ)	機械器具設置工事(機)	

- 7 [5] 7 「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6 と同じ要領で記入すること。
- 8 太線の枠内には記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、(1)から(5)までの廃業等の理由のうち、該当するものを○で囲むこと。

別紙6-1 経営業務を補佐した経験の認定に関する調書 ※11 頁要件③で申請する場合に添付すること

別紙 6-1

経営業務の管理責任者に準ずる地位にあつて 経営業務を補佐した経験の認定に関する調書

	1 認	定を受ける	る者の氏名		茨城 次郎		生年月日	M·T S H·R	45年 1月	月 1日
	2 経	営業務の智	管理責任者にな	ろうとする	法人の名称		茨城建設(柞			
	I 3				可換え 3.般・特第 る許可 国土交通大)変更 号
					土・建・大・左・と		$\overline{}$			<u>*</u>
	4		* する建設業の		エ <i>走 八 ユ こ</i> ガ・塗・防・内・機	_				122
					(注)この項目は、認知					0
			ようとする経り			1	設(株)			-
	(2	2) (1)の海	去人の受けてい	る建設業の	許可					
		① 国土	交通大臣・() 知	事 許可(般・特-) :	第 号	許可年月日	年 月	日
					土・建・大・左	٠ ٤ ٠	石・屋・電・	・管・タ・鋼・	筋・ほ・しい	ゆ・
					板・ガ・塗・防	· 内 ·	幾・絶・通・	・園・井・具・	水・消・清	• 解
	/	② 国土	交通大臣・() 知	事 許可(般・特-) :	第 号	許可年月日	年 月	日
					土・建・大・左	٠ ٤٠	石・屋・電・	・管・タ・鋼・	筋・ほ・しい	φ·
	ſ 	ıl			板・ガ・塗・防	· 内 ·	幾・絶・通・	・園・井・具・	水・消・清	• 解
認定する		③ 国士	交通大臣・() 知	事 許可(般・特-) :	第 号	許可年月日	年 月	日
者が建設			,		土・建・大・左			・管・タ・鋼・	筋・ほ・しい	ф •
の許可な					板・ガ・塗・防	· 内 ·	幾・絶・通・	・園・井・具・	水・消・清	• 解
している合のみ記) 進ずる	地位に認定する	5役職名	通算年数	t (1)+	(2)+(3))	6 年	O 月	
	1/\							$\exists \sim S \cdot H \cdot R$		31日)
		2			(S · H ·	R	年月日	$\exists \sim S \cdot H \cdot R$	年 月	日)
		3			(S • H •	R	年 月 日	$\exists \sim S \cdot H \cdot R$	31 年 月	日)
	(4	(3)の名	设職の主な職務	内容						
		※建設工	事の施工に必要	とされる資金	金の調達、技術者及び	び技能者	が配置、下記	青業者との契約絹	締結等	
		経営業績	務全般に関する	業務について	て、具体的に職務の同	内容を記	載してくだる	きい。		
		\	de all a sa a Mari	1.40						
	(5	5) 認定の	基礎とした資料	斗(①~④そ	れぞれのいずれか)				
		 組織 	図 (レ) その)他()
		② 業務	分掌規程 (レ)	稟議書	※() その他	()
		@ * *	(1) ±4.2=30.	E +8 40 /) # 45 40 F Bb 76	마바 マケ ハ ;	±+110 ()	野 数 41 人 41		
) 執行役員職務 役会の議事録()			取締役会規,	則())
		月 又 祁市	仅 机 来 况 则 () 以称	又云の哉事跡 ()	~ (77世()
		④ 人事	発令書 (▶)	その他 ()
		© / \ Ŧ		C +> 10 (,
		※ 経	営業務を補佐し	た経験の:	場合					
		(注) 1	. 認定の基礎	こした資料	の()内に「レ」	を記入	、する。			
			. その他は、身	具体的な資	料名等を記入する。					
	6 備	考								
	7 剱	定の司不		2 油井口	全和 年	В	日 扫 出 耂			
	7 認	定の可否	認定・否認知	ዸ │ 決裁日	↑ 令和 年	月	日 │ 担当者	•		

記入しない

別紙 6-2

常勤役員等が有する業務経験の認定に関する調書

1	認定を受ける者の氏名	茨城 次郎	生年月日 M・T・S 45年 1月 11
2	常勤役員等になろうとする法人の名		茨城建設(株)
	2の会社の許可申請の(1.)新規 2.許	:可換え 3.般・特新規 4	. 業種追加 5. 常勤役員等の変更
3	区分等及び許可年月日現在受けてい	る許可 国土交通大臣・()知事 許可(般・特一)第 号
4	常勤役員等となつて許可を受けよう	土・建・大・左・と・石・	・屋・電(管・タ・鋼・筋・ほ・しゆ・板・
4	とする建設業の種類	ガ・塗・防・内・機・絶・	・通(園・井・具・水・消・清・解)
5	認定しようとする経験(その)		経験が2法人以上の場合は、法人ごと記載する。
	(1) 認定しようとする経験を積んだ		建設(株)
	(2) (1) の法人の受けている建設業(
	① 国土交通大臣・()知		
	▼		石・屋・電・管・夕・鋼・筋・ほ・しゆ・ ***********************************
		似・刀・室・ 切・杓・	機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解
	② 国土交通大臣・()知		
定する業			石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゆ・
が建設業		板・ガ・塗・防・円・	機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解
午可を有	③ 国土交通大臣·()知	事 許可(般・特一)	第 号 許可年月日 年 月 日
ている場		土・建・大・左・と・	石・屋・電・管・タ・鋼・筋・ほ・しゆ・
み記入		板・ガ・塗・防・内・	機・絶・通・園・井・具・水・消・清・解
	(3) 役員等に次ぐ職制上の地位にあ	ることを認定する役職名	通算年数 (①+②+③) 3 年 0 月
	①〇〇営業所長	(S (H) · R 26	年 4月 1日~S·(H)·R 29年 3月 31日)
	2	,	年 月 日~S・H・R 年 月 日
	3	(S • H • R	年 月 日~S・H・R 年 月 日)
のま		や工事現場における勤怠の 施)について、具体的に職	達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金管理や社会保険関係の手続き)、業務運営の業務 務の内容を記載してください。
	① 組織図(レ) その他()
	② 業務分掌規程(し) 稟議書	※() その他()
	③ 定款(レ) 執行役員規程(取締役就業規則() 取締		掌規程 () 取締役会規則 () の他 ()
	④ 人事発令書(レ) その他()
	※ 経営業務を補佐した経験の(注) 1. 認定の基礎とした資料	~·· —	人する。
	2. その他は、具体的な資	料名等を記入する。	
6	備考		
7	初中の可不 初中 不初中 冼 州		
	認定の可否 ┃ 認定・否認定 ┃ 決裁	日 令和 年 月	日 担当者

記入しない

別紙6-3 常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書 ※11 頁要件④で申請する場合に添付すること

別紙 6-3

常勤役員等を直接に補佐する者が有する業務経験の認定に関する調書

	1	認定を受ける	者の氏名	!	茨城 三	郎	生	年月日	M·T·S H·R	48:	年 1月	1日
	2	常勤役員等を正	直接に補佐す	る者になる。	うとする治	去人の名称	茨城建	設(株)				
	3		\sim						5. 常勤役員等 事 許可(般・			の変更 号
	_								事 計可 (版・ぎ・タ・鋼・筋			
	4	市動仪員 f を 直i 許可を受けよう。				_		\sim	は・具・水・消		_	·
	5	認定しようと	する経験(そ						以上の場合は、法		_	
		(1) 認定しよ	うとする経験	験を積んだ法	人の名称	茨坎	成建設	(株)				
		(2) (1)の法,										
	4	① 国土交	通大臣・()知事				-	許可年月日	年		日
		`						_	・管・タ・鋼			
					板・刀・	・塗・防・内	• 機•	絶・ 囲	・園・井・具	・水・消	• 清 • 角	
		② 国土交	通大臣・()知事				-	許可年月日		月	**
認定する	業								・管・タ・鋼			
者が建設									・園・井・具	水・消	• 清 • 用	
の許可を	有	③ 国土交	通大臣・()知事					許可年月日		月	* *
している	場								・管・タ・鋼			
合のみ記入					板・ガ・				・園・井・具		・清・角	
		(3) 補佐する	者に認定する	る役職名		_			15 年			
		①財務部長			`				目~S·H→			
		②総務部長				\simeq			日~S·H)			
		③建設部長(4) (3)の役		: 内 宏	(S	· (Н) · К	23年	4月 1	目~S·H)	₹ 28年	3月 3	1日)
					キャップ	以面も姿全の	細:去 ぬ:	ts T rh 1)資金繰りの管理		* * ^ ^	#
									プロサイス できまい できまい できまい でんしょう でんしょう でんしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう			
									記載してください			X433
		(5) 認定の基	礎とした資料	∮(①~④そ∤	ıぞれのレ	(ずれか)						
		① 組織図	(レ) その	の他()	
		② 業務分	·掌規程(レ)	稟議書※	()	その他()	
		@	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		+: /- ::	n = mbb = b = c = c	A 312 1=	1 de 1		B But 1	`	
		O /- v ·			0			`) 取締役会	見則(
		以邢伐) 取締役	云の퍲争	亚水 ()	ての他	<u>.</u> ()	
		④ 人事発	· 令書(レ)	その他()	
		※ 経営	業務を補佐	した経験の場	合							
		,	>1035 C 1115 III	した経験の勿 とした資料の	-	に「レ」を言	記入す	る。				
		2.	その他は、	具体的な資料	名等を記	入する。						
	6	備考										
				. 1	T.				. 1			
	7	認定の可否	認定・否認	定 決裁日	令和	年 月	日	担当	者			

記入しない

診 断 書 作 成 例

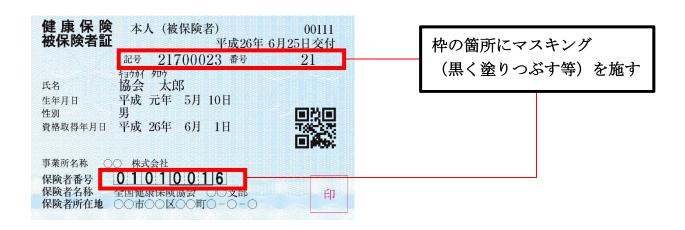
氏名			男・女	
	年	月	日生(歳)
住所				
上記の者は、契約の締結及びその履行にあたり必要な記	認知、判斷	断及び意思	思疎通を適切に	行うことができ
る能力を有すると診断する。				
診断にあたっての根拠				
所見(現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と	関連する関	既往症・台	合併症など)	
1. 各種検査				
長谷川式認知症スケール(□ 点(年	月	日実施) 🗆	
MMSE (口 点(年	月	日実施) 🗆	実施不可)
脳の萎縮または損傷の有無				
│ □ あり ⇒ (□ 部分的にみられる □ 全 (│ □	本的にみら	られる	□ 著しい	口 未実施)
ロなし				
知能検査 				
7.0.14				
その他				
2. 短期間内に回復する可能性				
2. 短期間内に回復する可能性 □ 回復する可能性は高い □ 回復する可能性(十併八	П 4	♪か <i>こた</i> い	
□ 回復する可能はは同い □ 回復する可能は(かい		リからない	
(特化学奖)				
 3. 判断能力について				
(1)見当識の障害の有無				
□ あり ⇒ (□ まれに障害がみられる	□ 障割	書がみられ	1るときが多い	
□ 障害が高度)				
ロなし				
)
-				-

			障害の有無 - 辛思なほどでもないします	+ 7		辛田才写』	ジェキャル	しょだね	
Ц	めり		意思疎通ができないときも	める	Ц	息忠烬迪ス	いできない	いとさか多	,,,
_	<i>+</i> >1	Ц	意思疎通ができない)						
	なし								_
									ر
(3)理解:	力・判論	断力の障害	害の有無						
	あり	\Rightarrow (\square	問題はあるが程度は軽い		問題が	があり程度に	ま重い		
			問題が顕著)						
	なし								
									,
									_
(4) 記憶:	力の障	害の有無							
	あり	⇒ (□	問題はあるが程度は軽い		問題が	があり程度	は重い		
			問題が顕著)						
	なし								
(5) その	他(※.	上記以外(にも判断能力に関して判定の	根拠と	≥なる事	耳等があれ	1ば記載)		
									-
参考となる	事項(ス	本人の心』	身の状態、日常的・社会的な	生活物	犬況等)				
						年	月	日	
						•			
病院又は診	疹所の	名称・所	在地						
担当診療科	名								
担当医師氏	:名								

◎健康保険等の被保険者証の写しを提出する場合の留意事項

個人情報保護の観点から医療保険の被保険者証の写しについては、下記を参考に保険者番号及び被保険者等記号・番号等にマスキングを施した上で提出願います。

1 健康保険被保険者証の写しを提出する場合



2 後期高齢者医療被保険者証の写しを提出する場合



メモ

別表(1)

00	国土交通大臣	12	千葉県知事	24	三重県知事	36	徳島県知事
01	北海道知事	13	東京都知事	25	滋賀県知事	37	香川県知事
02	青森県知事	14	神奈川県知事	26	京都府知事	38	愛媛県知事
03	岩手県知事	15	新潟県知事	27	大阪府知事	39	高知県知事
04	宮城県知事	16	富山県知事	28	兵庫県知事	40	福岡県知事
05	秋田県知事	17	石川県知事	29	奈良県知事	41	佐賀県知事
06	山形県知事	18	福井県知事	30	和歌山県知事	42	長崎県知事
07	福島県知事	19	山梨県知事	31	鳥取県知事	43	熊本県知事
08	茨城県知事	20	長野県知事	32	島根県知事	44	大分県知事
09	栃木県知事	21	岐阜県知事	33	岡山県知事	45	宮崎県知事
10	群馬県知事	22	静岡県知事	34	広島県知事	46	鹿児島県知事
11	埼玉県知事	23	愛知県知事	35	山口県知事	47	沖縄県知事

別表(二) 有資格コード一覧〔一般建設業〕

「1」…法第7条第2号 「該当(指定学科を卒業後、一定期間以上の実務経験) 「4」…法第7条第2号 「該当(10年以上の実務経験) 「7」…法第7条第2号 「該当(国家資格取得者等) 「7。」…法第7条第2号 「該当(国家資格取得者等+実務経験3年) 「7。」…法第7条第2号 「該当(国家資格取得者等+実務経験5年)

						Г										建設	業の	つ種類	晢					_			
		コード	資格区分 【必要な実務経験	験年数	(※1]	+	建	大	左と	- 7	一屋	雷	管ス	7 細	箶	-	1	_	1 1	Bri d	内機	組	通图	罰 :	# =	7k 3	消清解
		01	法第7条第2号 イ 該当(指定学科卒業+実務総	を (金)		1	\vdash	-	1 1	+	_	\vdash	_	_		1 1	+	-	H	-	_	+	1 1	+	1 1	-	1 1
		02	法第7条第2号 ロ 該当(10年の実務経験)	INX)		Н			4 4	+	+	Н	-	+	Н	4 4	1	-	1	-	+	+	+	+	- 1	-	4 4
		02	△为「未为25 G 或当(T O + 0) 关切性权)			4	4	4	4 4	+ -	+ 4	Н	4 4	+ 4	4	4 4	4	4	4	4 2	+ 4	4	+ -	+ -	+ 4	+	+ -
		11	1 級建設機械施工管理技士(注11)			7			-	7			+	ŀ		7	H	H		+	+	H	H	+	+	+	++
		12	2級建設機械施工管理技士 (第1種~第6種)	(注1:	1)	7			-	+	+		+	H		7	\vdash			+		H	\vdash	+	+	_	++
		13	1級土木施工管理技士(注6)	()	17	7			7*	+	7 7.		7	7	7	7 7	H		7	7		7*	H	+	7	7	7* 7
		1H	1級土木施工管理技士補			Ľ		_	7∗7	+	+		7	+	7 _{**}	7:			7*	-		7*		+	7	7*	7*7
		14	2級土木施工管理技士		土木 (注6)	7			7∘ 7	+	-		7	-	7 _∞	7 7		-	7∘	-		70	+	+	7.0	7	70 7
		1 1	2級土木施工管理技士補		土木木	ľ			7 ₀ 7	+	+	-	7	+	7 0	70	┼	 	7 0	-+-	+	70			70	7 ₀	707
		15	2級士木施工管理技士		鋼構造物塗装	-	-		707			-	7	-	70	70	}-	-	7		-	70				7 0	707
		1K	2級土木施工管理技士補	種別	鋼構造物塗装	-			7 ₀ 7	+	+	-	7	-	70	70	-	-	7 0		+	70	+-+		-	7 0	707
		16	2級土木施工管理技士		薬 液 注 入	-			70 T	+			7		7 0	70	+	+	70 70		+	70				7 ₀	707
		1L	2級土木施工管理技士補		薬液注入				7 ₀ 7	+		-	['] 7	+	70	70	+	+	7 0		+	70				7 0	707
		20	1級建築施工管理技士(注6)		x 10 12 11	H	7		7 7	+	+		-		7	- 1	7	-	1	7 7	7 7	-	\vdash	ť	7		7* 7
		2C	1級建築施工管理技士補			H	_		\vdash	+	+		7	+	7		7**	1	1	7 _* 7	× 7:	. 7	H	+	7*	7	7*7
建		21	一般是未成工ら至汉工間		建築(注6)	H	7	_	7 _∞ 7	+	-		7	-	7 ₀	+	7 ₀	1		7₀ 7	~	7.	H	+	7 ₀	7.	7 ₀ 7
設		22	2級建築施工管理技士	種	躯体(注6)	-			70 T	+	+			+-		+	70	┼	-	70 7		+	++	+	70		70 7
業法	合格	23		別	仕上げ	\vdash			7 7	-+-			- -	+	70		7			7 7		+	++	+	7		707
技	証明	2D	2級建築施工管理技士補		,	H		-	7 ₀ 7	+	+	Н	7	+	7 0	+	70	1	1	70 7	+	+	+	+	70	-	707
術検	書	27	1級電気工事施工管理技士			Н		10	101	J 1	5 10	7	- 1	_	,0	+	70		10	101	7:	× 10	+	+	10	, 0	101
定		2 F	1級電気工事施工管理技士補			H			H	+	+	ŕ	-	+	Н		H	H			7:	or 	+	+	+	+	++
		2E 28	2級電気工事施工管理技士			\vdash			H	+	+	7	+	+	Н		H			-	7		+	+	+	+	++
		28 2F	2級電気工事施工管理技士補			\vdash				+	+	Ľ	+	+	Н	+	-			-	70		+	+	+	+	++
		29	1級管工事施工管理技士			H				+	-		7	H	7*	7.	7:			-	7:		H	+	7* 7*	7	7*
						H				+	+		1	+	7**	-	7:			-	+	+	\vdash	+	7* 7*	+	7*
		2G	1級管工事施工管理技士補 2級管工事施工管理技士			H		_		+	+		7	+	/* ~	-	7.			-	7 ₃	+	\vdash	-		-	7 ₀
		30				H				+	+		7	+	7 0	_	+			-	70	-	+	<u></u>	70 70 70 70		70
		3A	2級管工事施工管理技士補			H				+			+		7 0	10	70	-		-	10	-	7	+	0/0	10	10
		31	1級電気通信工事施工管理技士			H				+	+		-	+		-	-			-		+	\vdash	+	+	_	++
		32	2級電気通信工事施工管理技士								,				_	_	H		_	_		+	7 -	_	,	_	
		33	1級造園施工管理技士			H		_	7 _* 7	+	+		7	-	7∗ ~	7:	+	+	7 _*	+	+	7*	-	7 7	- 1	7∗ -	7*7
		3D	1級造園施工管理技士補			H			7 _* 7	+	+		7	+	7∗ -	7:	1	+	7*	-		7 _*	\vdash	7 7	++	7∗ -	7*7
		34	2級造園施工管理技士			H		_	70 7 70 7	+	+		7	-	7 ₀	70		-	70 70	7 ₀	+	70	+	7 7	•	70	707
		3E	2級造園施工管理技士補			+	2-10-	+	\vdash	+		-	-+	_		舗し	+=	-		+	h ##	10	Væ E	/	•	70	10 I
		37	1級建築士			_	7	7	T C	- 1	7	æ	B 2	+	肋刀	舗し	拟	/J	坐	-	7 1781 7	神巴	地區	到力	+ 5	<i>N</i> /	消清解
建 築 士	免許	38	2級建築士			H		7		+	7		-	+			H	H		-	7	H	H	+	+	+	++
法	証	39	木造建築士			H	-	7		+	+		+	ŀ			H			-	+	H	H	+	+	+	++
			建設・総合技術監理(建設)(注7)			7		-	٠,	7	+	7	+	+		7 7	H	H		+	+	+	H-7	+	+	+	1 7
		41	建設 ・ 総ロ対別 施理 (建設) (注 /) 建設 「網構造及びコンクリート」 ・総合技術監理 (建設 「網構造	: T3.7 % T1	(27)	H		_		+	+		+	7		-	+	H		-	+	\vdash	H	+	+	+	
		42	農業 「農業土木」・総合技術監理 (農業 「農業			7			-	7	+	7	+	7		7 7	H			+		\vdash	++	7	+	_	7
		44	電気電子・総合技術監理(電気電子)	=	1 /	<u>'</u>		-		+	+	7	+	+	Н		┝	H		+	+	+	7	+	+	+	++
		45				H				+	+	-	+	+		-	H			-	7	+	\dashv	+	+	+	++
		46	機械・総合技術監理 (機械) 機械 「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理 (機械 「	奈休丁≅	芝! ▽は「執丁学! /	\vdash			\vdash	+	+	Н	7	+		-					7	+	+	+	+	1	++
技	登	46	上下水道・総合技術監理(上下水道)	r+1=	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	H	H		H	+	+	Н	7	+	Н		H	H		-	+	H	+	+	+	7	++
術士	録	47	上下水道 • 純口 校 侧 監理 (上下水道)	(道「「	- 水道及75丁業田水道:\	\vdash			H	+	+	Н	7	+	Н		H			-	+	H	+	+	7	7	++
法	証		水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産			7			-	7	+	Н	1	+		7	-				+	-	+	+	++	1	++
		49	水産 「水産工木」 ・ 総合技術監理 (水産 「水産 森林 「林業」 ・ 総合技術監理 (森林 「林業」)		1 /	 	Н	-	H '	+	+	Н	+	+	Н		+	\vdash	H	-	+	+	Η-	7	+	+	++
		50	森林 「森林土木」 ・ 総合技術監理 (森林 「森林 「森林		1)	7			H-	7	+	Н	-	+	Н	-				-		\vdash	+	7	+	1	++
		51	- ***	r <u>工</u> 不.	1 /	ť			<u> </u>	+	+	Н	7	+		+	-			-	+		++'	+	+	+	++
		53	衛生工学 · 総合技術監理 (衛生工学)	学 「-	水質管理!)	\vdash			\vdash	+	+	Н	7	+	Н	+	-			-	+	-	+	+	+	7	++
		54	衛生工学 「麻棄物管理」 · 総合技術監理 (衛生工			H				+	+	Н	7	+	Н		H	H		-	+	H	+	+	+	7	7
		55	第1種電気工事士	エナ	・ルロボルロモキュノ	H	Н		H	+	+	7	+	+	Н	-	H	H		-	+	H	+	+	+	+	++
電気工事士法	免状	56	第2種電気工事士		[3年]	\vdash			H	+	+	7	+	+	Н		H	-		-	+	\vdash	+	+	+	+	++
電気事業法	免状	58	電気主任技術者 (第1種~第3種)		[5年]	H	H		H	+	+	7	+	+	Н	+	\vdash	H		-	+	H	+	+	+	+	++
电刈尹来広	光扒	59	電気通信主任技術者		[5年]	\vdash				+	+	-	+	+	Н	-	\vdash			-	+	+	7	+	+	+	++
電気通信事業法	資格者証		電気通信主任技術を 工事担任者(「第1級アナログ通信」及び「第1系	吸デジ	۵.	\vdash	Н			+	+	Н	+	+	Н	+	-	H		-	+	+	+	+	+	+	++
		35	ル通信」の両方、又は「総合通信」) (注12)		[3#]				Ш	1	\perp		_	+	Ш						+	-	7	4	44	_	$+\!\!+\!\!\!+$
水 道 法	免状	65	給水装置工事主任技術者		[1年]				Ш	+	\perp		7	+	Ш						+	-	Щ	4	$\perp \!\!\! \perp$	+	$+\!\!+\!\!\!+$
消防法	免状	68	甲種 消防設備士			L				1	_	Ш	_	1	Ш	\perp	_			1	1		\sqcup	4	44	+	7
		69	乙種 消防設備士			L				1	_						_						4	_	Ш	-	7
						 ±	建	大	左と	= 7	屋	電	管点	9 鋼	筋	舗し	板	ガ	塗	防巾	小機	組	通图	副身	‡ 具	水;	消清角

			VP-MCT / \	Τ								3	建設	業 <i>σ</i>)種类	Į									٦
		コード	資格区分 【必要な実務経験年数※1】	±	建大	左	ا ح <u>ا</u>	5 屋	電	管夕	鋼	筋音	i U	板	ガ	防	内	幾糸	ê ii	d B	井县	킞 가	(消	清	解
		71	建築大工		7	-																	П	П	٦
		64	型枠施工		7	7	7										-						П	П	٦
		72	左官			7	П																П	П	٦
		57	とび・とびエ (注8)				7										-								7
		73	コンクリート圧送施工				7										-								٦
		66	ウェルポイント施工			-	7		-								-						П		٦
		74	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管							7							-								٦
		75	給排水衛生設備配管						-	7													П		٦
		76	配管(注1)・配管工			-			-	7							-						П		٦
		70	建築板金「ダクト板金作業」			-		7	-	7				7			-								
		77	タイル張り・タイル張り工							7															
		78	築炉・築炉工・ れんが積み							7							-							П	7
		79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工				-	7	-	7							-								
職業		80	石工・石材施工・石積み				-	7	-								-								
能力		81	鉄工(注2)・製罐			-			***************************************		7					-	-								
開発	合	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(注3)						-			7					-								
促	格証	83	工場板金											7											╝
進法	書	84	板金・建築板金・板金工 (注4)					7	-					7										Ш	╝
*		85	板金・板金工・打出し板金											7											╝
<u>*</u>		86	かわらぶき・スレート施工					7	-																
		87	ガラス施工												7									Ш	╝
		88	塗装(注9)・木工塗装・木工塗装工												7	7								Ш	╝
		89	建築塗装・建築塗装工												7	7									
		90	金属塗装・金属塗装工												7	7								Ш	╝
		91	噴霧塗装												7	7									╝
		67	路面標示施工						-						7	7	-								
		92	畳製作 ・ 畳工						-								7								
		93	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具エ			-			-								7								
		94	熟絶縁施工						-									7	7						
		95	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工			-			-								-					7			
		96	造園						-								-			7					
		97	防水施工													7	-								
		98	共>ち														-				7				

※2 職業能力開発促進法による資格で専任技術者となる場合、等級区分が2級の方は、合格後3年以上の実務経験を要します。 ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は必要な実務経験が1年以上となります。

				【必要な実務経験年数※1】		1 1	_	- 1	1	1 1	_	_	_		_	-	1		_			$\overline{}$	-	$\overline{}$	1 1	$\overline{}$	_
	コード				±	建:	大 2	토	- 石	屋	電	管タ	鋼	筋	舗し	ノ板	ガ	塗	防	内梯	幾 絶	通	園井	_	水	消湯	青
	61	地すべり防止工事(地		0防止工事士) [1年]	+	Ш	1	7	+		_	_					L	Ш	1	+	+	\sqcup	7	7	Н	4	_
	40	基礎ぐい工事(基礎施	I±)		+	Н	1	7			4	_	L		_			Ш	1	+	+	H	_	+	\sqcup	4	_
	62	建築設備士		[1年]	\perp	Ш	1	1			7	+							4	4	4	Ш	_	+	Н	4	
	63	計装(一級の計装士)		[1年]	1	Ш	1	1	_		7	7					L	Ш		+	+	Ш	-	+	Н	4	_
	60	解体工事(解体工事施	工技士	1	+	Н	1	1	_		_	_	L				L	Ш		+	+	\sqcup	_	+	Н	4	_
				登録電気工事基幹技能者		Ш	+	-	1	Ш	7	-	L		_	1	L	Ш		4	4	7	_	4	\sqcup	4	_
				登録橋梁基幹技能者	_	Ш	+	7	1	Н	4	\perp	7		4	+	-	Ш	4	4	4	\sqcup	-	\perp	\sqcup	\perp	
				登録造園基幹技能者	_	Ш	4	4	-	Ш	4	_			_	1	_	Ш	4	4	4	Ш	7	-	\sqcup	4	
				登録コンクリート圧送基幹技能者	_	Ш	4	7	_	Ш	4	_			4	1		Ш	4	4	_	Ш	-	+	\sqcup	4	
				登録防水基幹技能者		Ш	+	4	1	Ш	4	_	_		_	_	ļ.,	Ш	7	4	_	Ш	_	4	\sqcup	4	
				登録トンネル基幹技能者	_	Ш	1	7	1	Ш	\perp	_	L		4	1	L	Ш	4	4	1	Ш	_	1	Ш	4	
				登録建設塗装基幹技能者		Ш	_	_	1		4	_	<u> </u>		_	_	L	7	_	_	1			1	Ш	_	
				登録左官基幹技能者			4	7	1	Ш	4	_	L		4	_	ļ.,		_	4	4		_	4	Ш	4	
				登録機械土工基幹技能者	_		4	7	_	Ш	4	_	L		4	1	L		4	4	1		_	4	Ш		
				登録海上起重基幹技能者	_	Ш	4	4	1		4	_	L		7	1	L		4	4	4		_	4	Ш	4	
				登録PC基幹技能者	_	Ш	4	7	1		4	_	ļ	7	4	1	ļ	Ш	4	4	1	Ш		1	Ш	4	
				登録鉄筋基幹技能者		Ш	1	1	1		4	_		7	_	1	_	Ш	_	4	_	\perp	_	_	\sqcup	_	
				登録圧接基幹技能者	1	Ш	4	4	1		4	_		7	_	1	_	Ш	4	4	1	Ш	_	1	Ш	4	
				登録型枠基幹技能者	_	Ш	7	1	1	Ш	_	_		Ш	_	1		Ш	_	4	1	Ш	4	_	Ш	1	
				登録配管基幹技能者		Ш	1	_	Ļ	Ш	1	7		Ш	_	1	_	Ш	_	1	1	Ш	4	_	Ш	1	
				登録鳶・土工基幹技能者			1	7	1	Ш	4	_			1	_	L	Ш	4	1	1	Ш	_	1	Ш	1	
				登録切断穿孔基幹技能者	_		1	7	1		4	_			1	1	L	Ш		4	1	Ш	4	1	Ш		
				登録内装仕上工事基幹技能者			4	_	1	Ш	4	_	L		_	_	L		_	7	1		_	4	Ш	_	
			種	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	_		4	4	1	Ш	4	4	ļ		4	_	ļ	Ш	_	4	4	Ш	_	7	Ш	4	
	36	基幹技能者(注10)	B	登録エクステリア基幹技能者	_		4	7	7		4	7	ļ.,		4	_	ļ.,		4	4	4	Ш	_	4	Н	4	
				登録建築板金基幹技能者	_		4	4	1	7	4	_	ļ.,		4	7	ļ.,		4	4	4	Ш	_	4	Н	4	
				登録外壁仕上基幹技能者	_	Ш	4	7	1		4	4	ļ.,		4	1	ļ	7	7	4	4	Ш	_	1	Ш	4	
				登録ダクト基幹技能者	_	Ш	4	4	-	Н	1	7			4	1	_	Ш	4	4	4	Ш	_	4	\sqcup	4	
				登録保温保冷基幹技能者	_	Ш	4	4	1		4	_			_	1		Ш	4	4	7	Ш	_	1	Ш	4	
				登録グラウト基幹技能者	_	Ш	4	7	1	Ш	4	_	_		1	1	ļ	Ш	4	4	_	Ш	_	4	Ш	4	
				登録冷凍空調基幹技能者		Ш	+	4	1	Ш	1	7	_		4	+	ļ.,	Ш	4	4	_	Ш	_	4	\sqcup	4	
				登録運動施設基幹技能者	_		4	7	+-	Ш	4	_	_		7	1	_	Ш	4	4	4	Ш	7	4	\sqcup	4	
				登録基礎工基幹技能者	_		1	7	_		4	_	L		4	-	L	Ш	1	4	4	\perp	_	+	\sqcup	4	
				登録タイル張り基幹技能者	-	\sqcup	4	-	1		4	7	-		+	+	-		4	+	4	1	_	+	\sqcup	+	
				登録標識・路面標示基幹技能者	_		4	7	1	Ш	4	4	ļ.,		4	_	ļ.,	7	_	4	4	Ш	_	4	Ш	4	
				登録消火設備基幹技能者	_		4	4	1	Ш	4	_	ļ		4	-	ļ.,		4	4	4	Ш	_	4	Щ	7	
				登録建築大工基幹技能者	_		7	1	1		4	4	ļ.,		4	1	ļ		4	4	4	Ш	_	4	Ш	4	
				登録硝子工事基幹技能者		Ш	4	-	_	Ш	4	_	L		_	_	7	Ш	_	_	_	Ш	_	_	4	4	
				登録ALC基幹技能者	1	Ш	1	1	L		4	7				1		Ш		4	1		_	1	Ш	4	
				登録土工基幹技能者	1		_	7	1		4	1	L		1	1		Ш	4	4	1		_	\perp	Ш	4	
				登録解体基幹技能者	4	Ш	1	1	L	Ш	4	_	L		1	_	L	Ш	1	4	1	Ш	4	\perp	Ш	4	
				登録圧入工基幹技能者	\perp	Ш	1	7	+	Ш	4	\perp	L		1		L	Ц	4	\perp	\perp	\sqcup	_	\perp	\coprod	\perp	
				登録送電線工事基幹技能者	\perp	Ш	1	7	_	Ш	7	\perp	L		1		L	Ц	1	4	\perp	Ш	4	\perp	Ш	4	
				登録さく井基幹技能者	1	Ш	1	1		Ш	1	_			1			Ц	1	4	4		7	7	Ш	1	
その他	99	建設業法施行規則第7		3の第1号、第2号(上記コード11〜98に記号該当	刻 7	7	7	7 7	7	7	7	7 7	7	7	7 7	7	7	7	7	7 7	7 7	7	7 7	7 7	7	7	

- ※1:資格区分右端の【】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要になります。
- (注1) 配管:職業訓練法施行令の一部を改正する法令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。)による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工:昭和48年改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工:昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」とするものの 双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
- (注5) 木工:昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- (注6)平成27年度までの合格者の場合、解体工事業の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。
- (注7) 当面の間、解体工事業の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。
- (注8) 2級の場合、解体工事業の配置技術者となるには、解体工事に係る3年以上の実務経験が必要になります。
- (注9) 塗装:昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- (注 10) 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了し、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合に認められます。(実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが記載されている講習修了証が必要になります。)
- (注11) 令和3年3月31日以前の合格者の場合「建設機械施工技士」といいます。
- (注12) 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を終了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限られます。

別表(二) 有資格コード一覧〔特定建設業〕

- 「2」・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号口該当(指定学科を卒業後、一定以上の実務経験 + 2年以上の指導監督的実務経験)
 「3」・・法第15条第2号八該当(同号イと同等以上として国土交通大臣の認定を受けた者)
 「5」・・法第7条第2号口及び法第15条第2号口該当(10年以上の実務経験 + 2年以上の指導監督的実務経験)
 「6」・・法第7条第2号八及び法第15条第2号口該当(一般建設業の要件を満た可国家資格 + 2年以上の指導監督的実務経験)
 「8」・・法第7条第2号八及び法第15条第2号口該当(一般建設業の要件を満た可国家資格 + 実務経験3等監督の実務経験)
 「8」・・法第7条第2号八及び法第15条第2号口談当(一般建設業の要件を満た可国家資格 + 実務経験5年 + 2年以上の指導監督的実務経験)

The control of the	「8。」…法 「8。」…法 「9」…法第	第7条 第15条	第2号/\ 第2号-	及び法第15条第2号ロ該当(一般建設業の要件を紹 /該当(国家資格取得者等)	満たす	国家資格 + 実務経	競 5年	F+	2年1	以上の	指導	監督的	的実務	多経験		728.	D. 2014 40	·	AUG ETE	/780	=0.44	4 1-4-44	-/- ^^	* F &	7.00	`					
The State		ı					l								Ŧ	定運					設業	长法所	हत्ते क्र	おち身	€0)2)					_
### 10			コード	資格区分 【必要な実務経験	食年数		±	建	大	左と	: 石	屋	電	管	9 1	間筋		-	-	-	塗	防	内機	組	通	園	井	具	水	肖 清	解
December December			01	法第7条第2号 イ 該当					-	_	_	1			-			_	_	_	\rightarrow	-	_	_	+		_	-	$\overline{}$	_	2
The control of the			02	法第7条第2号 ロ 該当					-	_	-				5	5		5	_	-	\rightarrow	-	_	_	-		5	5	5	5	5
1			03	法第15条第2号 ハ 該当(同号イと同等以上)			3	3	T		T		3	3		3	3			1		1				3				\top	T
15.2 2/98/SWINDTENDEDT (01) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			04	法第15条第2号 ハ 該当 (同号ロと同等以上))				6	6 6	6	6			6	6		6	6	6	6	6	6 6	6	6		6	6	6	6 6	6
12. 2008年の第1日間に (1912年の日本) (2917年)										-		-																			Г
13 1912-NETERORY			11	1級建設機械施工管理技士(注11)			9			5)						9														
## 1 101-2-ATTENDED: ## 1 1 1 2 201-3-ATTENDED: ## 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			12	2級建設機械施工管理技士 (第1種~第6種)	(注11	1)				8	3																				
# 14 2 전보스트로프로프로 보고 (150)			13	1級土木施工管理技士(注6)			9		8	3∗ 9	9	8*			8* 9	9 8:	9	9			9	8*		8			8*		9	8	9
1.1 2 전한 1982년 전체 1 2 보고 198			1H	1級土木施工管理技士補					٤	8 *8	* 8	8*			8*	8*		8*			8#	8*		8	96		8∗		8#	8:	8
# 15 2 전보도에 변경함보는 18 2 에 대한 전략을 보고 19 2 에 대한			14	2級土木施工管理技士		土木 (注6)			8	30 E	8	80			80	80		8	_	_	80	80		8	0		80		8	80	8
Manual Part												-						-	4	-				+	+	-					8
## 16 2012年末日曜日1								\vdash			-	-						\rightarrow	-	-+			-	+	+				-+-		8
11 28 1 大名 12 2					נכו						+	-						-+	-		-+		_	+-	+				-+-		8
20												-						-+	+					+	+				-+-		8
2						榮 波 汪 人		_	_	-	_				-			-	0	-	\rightarrow	-	0 0	+			8ಂ	-	_	_	8
19									+	-	+							-	-+	-	-	-	+	+	+		-	-	+	8:	8
2	建			I MX 在朱兆出上 日 生 1X 上 TH		建築(注6)			_	-	_							\rightarrow	-	-	-	-		+	+		-	-	-	8:	+
Manual	設			2級建築施工管理技士							-	-								-	-+	-+		+	+		-	-+	-		8
### 20 2 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	法	格		= 100cm	ы						+	-			-			-+	-	-	-	-		+	-			-+	-		80
## 27 1 初度以下物質に関係する	技	証		2級建築施工管理技士補						_	_				-				-	-	-	-	_					-	_	_	80
25													9										_	+						+	
29 日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	定			1級電気工事施工管理技士補						-										1		1	8	*					1	\top	T
29 1歳年丁季和工管理技術			28	2級電気工事施工管理技士						-													8	0						+	Г
26 1歳年工事工程理技士 1 1 1 1 1 1 1 1 1			2F	2級電気工事施工管理技士補						-													8	0							
30 2歳世正寺近江世後江世 1 1 1 1 1 1 1 1 1			29	1 級管工事施工管理技士						-				9		8*		8*	8*				8	* 8			8*	8*	8#	8:	
A			2G	1級管工事施工管理技士補						***************************************						8*		8*	8*				8	* 8			8*	8*	8*	8	
1			30	2級管工事施工管理技士						-		-				80		80	80				8	0 8	0		80	80	80	80	
32 2股電気通信工等施工管理技士			ЗА	2級管工事施工管理技士補						-						80		80	80				8	0 8	0		80	80	80	80	
33 1級范囲施工管理技士 3 3 8 8 8 8 8 8 8 8			31	1級電気通信工事施工管理技士						-															9						
1			32								-									_		1		-	+					_	<u> </u>
34 2級出版施工管理技士 1 36 80 80 80 80 80 80 80 8									-	-	+									-	\rightarrow	-		+			-	-	-	_	8
36 2級國際正管理技術								\vdash	-	-	+							\rightarrow		-	\rightarrow	+		+	+		-	-	+	_	8
注								\vdash	-	_	+				-			\rightarrow	+	_	_	-		+	+		-	-	+	_	80
接			3E	乙級這國肥工官珪权工幣			+	Z#Þ	_	-	+	1	90		-				tin	_	-	-	rh #	+-	-		-	-		_	80
38 28 28 28 28 39 大温建築士 38 88 88 88 88 88 88 8	Z:B		37	1級建築士			_		_	1	- 0		æ		-		ono		1/3	/3	-	-	-	. //-	7.52	25	71	~	35 /	3 /8	73+
本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語 本語	築							Ť	-	-	+				-					1		-	-	t	-				+	+	H
41 建設・総合技術監理(建設)(注 7) 9 9 9 9 9 9 9 9 9	法	証					H		-		+							1	1	+	1	+		t			1	1	+	+	H
42 世形 「解除意及(リコンクリート」・報告技術監理 (職業 「開業土木」) 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9				建設 • 総合技術監理(建設) (注7)			9		\top	9	,		9				9	9	1	1		1		t		9		1	\top	+	9
技術			42		及びコン	/クリート」) (注7)	9			9	,		9		9	Э		_		1		1		T		9				\top	9
45 機械・総合技術監理(機械)			43	農業 「農業土木」・総合技術監理 (農業 「農業	土木」		9		T	5	,							1	1		1	1		T					\top	\top	Г
技術 当主法 46 機械「漁体工学」又は「熊工学」・総合技術監理(上下水道) 9			44	電気電子 ・ 総合技術監理 (電気電子)									9												9						
接摘			45	機械 • 総合技術監理 (機械)																			9								
### 1	++		46	機械 「流体工学」又は「熱工学」・ 総合技術監理 (機械 「流	6体工学	・」又は「熱工学」)						-		9				Ī				I	9	L				Ī			L
正法 証 48 上下水道 「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」) 9 9 49 水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」) 9 9 50 森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」) 9 9 51 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」) 9 9 52 衛生工学・総合技術監理(衛生工学) 9 9 53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」) 9 64 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」) 9 20 第1 種電気工事土 (3年) 20 第2 種電気工事土 (3年) 20 第3 種名主任技術者 (第1 種~第3種) [5年] (5年) 20 第2 通信主任技術者 (第1 極~第3種) [5年] 8 20 第2 通信主任技術者 (第1 極)及び「第1 級デジタ」 (3年) 8 水 道 法 免状 65 総水装置工事主任技術者 (1年) 8	術		47	上下水道 ・ 総合技術監理 (上下水道)					\perp															_					9		
50 森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」) 9 51 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」) 9 52 衛生工学・総合技術監理(衛生工学) 9 53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」) 9 54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」) 9 電気工事土 5 56 第2種電気工事土 (3年] 電気事業法 分状 58 電気主任技術者 (5年] 電気通信主任技術者 (5年] 電気通信主任技術者 (5年] 水 道 法 免状 68 甲種 消防設備土 (1年)	士 法		48							-		-		9					_					_			9		9		
51 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」) 9 9 52 衛生工学・総合技術監理(衛生工学) 9 53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」) 9 54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」) 9 億気工事土 55 第1種電気工事土 56 第2種電気工事土 [3年] 電気事薬法 分状 58 電気主任技術者 59 電気通信主任技術者 [5年] 電気通信主任技術者 [5年] 水 道 法 免状 65 総水装置工事主任技術者 [1年] 水 道 法 免状 66					土木」)	9		\perp	5								9			4	4	_	-					1	+	_
52 衛生工学・総合技術監理(衛生工学) 9 53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」) 9 54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」) 9 65 第1種電気工事士 9 56 第2種電気工事士 (3年] 66 第2種電気工事士 (5年] 59 電気通信主任技術者 (5年] 2気通信主任技術者 (5年] 35 工事担任者(「第1級アナログ通信」及び「第1級デジタ」(3年) 水 道 法 免状 65 給水装置工事主任技術者 (68 甲種 消防設備士						`			_	-	-								_		_		_	_					_	+	1
53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」) 9 54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」) 9 65 第1種電気工事士 9 56 第2種電気工事士 [3年] 電気事業法 分状 59 電気通信主任技術者 [5年] 電気通信主任技術者 [5年] 電気通信主任技術者 [3年] 水 道 法 免状 68 甲種 消防設備士					土木」	J	9		-	9)							-	_	-	-	1		+		9			+	+	\vdash
54 衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」) 9 電気工事土法 分 55 第1種電気工事土 66 第2種電気工事土 [3年] 電気事業法 免状 58 電気正技術者(第1種~第3種) 59 電気通信主任技術者(第1種~第3種) [5年] 電気通信主任技術者(第1級アナログ通信」及び「第1級デジタ」の適方、又は「総合通信」)(注12) 8 水 道 法 免状 65 給水装置工事主任技術者(1年) 水 道 法 免状 68 甲種 消防設備土					± г-	V端崇珊 · /			+	-	+	-						-	+	-	+	+	-	+			-	-	+	+	\vdash
25 第1種電気工事士 13年 156 第2種電気工事士 13年 156 第2種電気工事士 157							F		+	-	+							+	+	+	+	+	+	+	-		-		+	+	\vdash
電気工事士法 免状 56 第2種電気工事士 [3年]					_ -f	- 元朱彻后廷」/			+	-	+			9				\dashv	+	-	+	+		+			-		J	9	+
電気事業法 免状 58 電気主任技術者 (第1種~第3種) [5年]	電気工事士法	免状				[3年]		\vdash	+	-	+							+	+	+	+	+		+	+		\dashv	+	+	+	H
59 電気通信主任技術者	雷気事業法	免状							+	-	+	-						+	+	-	+	+	+	+	-		-	-	+	+	+
電気通信事業法 ^{製物を証} 35	モハデ木山	764/1							+	-	t							\dashv	+	-	+	+		t	8		-	-	+	+	\vdash
35 八通信」の両方、又は「総合通信」)(注12)	電気通信事業法	資格者証		工事担任者(「第1級アナログ通信」及び「第1級	及デジ				+	-	+							1	+	+	1	+		t	+		1	1	+	+	\vdash
68 甲種 消防設備主				ル通信」の両方、又は「総合通信」)(注12)		1341			_	-	+								_		4	1		+	8		_	-	+	+	1
	水道法	免状				【1年】			+	-	+							4	+	-	4	1	-	+	-		-		+	+	-
*** *** CO 7孫 ※応続#士	消 防 法	免状							+	-	+							+	+	+	+	+	-	+	+		-		+	8	\vdash
1 1 2 3 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5			69	○惶 用奶豉嘴土			+	建	* ·	<u></u> た	- 7	屋	22	管	Q 1	田辞	舖		板	ガ	塗	防	内地	£/7	,785	E	#	p l	_	8 漕	渉

日本学校の日報					特定建設業指定7業種(建設業法施行令第5条の2)																				
大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学			 	容格区分 【IM要な実務経験年数※1】																					
64 型枠施工	,		_ '	MIGEN TOWNS TO SERVICE	±	建プ	호	ح	石屋	電	管夕	鋼	筋音	≬ ∪	板	ガ 🌣	防	内机	幾終	通	3	井具	水	消清	解
72 左管			71	建築大工		8	3																		
S7 とび・とびて(注意)			64	型枠施工		8	3	8																	
73 コンクリート圧送施工 8			72	左官			8																		
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本			57	とび・とびエ (注8)				8																	8
74			73	コンクリート圧送施工			-	8																	
75			66	ウェルポイント施工				8																	
76 配管(注1)・配管工			74	冷凍空気調和機器施工 · 空気調和設備配管																				T	П
70 建築板金「ダクト板金作業」			75	給排水衛生設備配管			-		-																
			76	配管(注1)・配管工																				Т	П
78			70	建築板金「ダクト板金作業」					8						8									Т	П
1			77	タイル張り・タイル張り工							8													Т	П
80 石工・石材施工・石積み 81 鉄工(注2)・製建 82 鉄筋組立て・鉄筋施工(注3) 83 工場板金 84 板金・建築板金・板金工(注4) 85 板金・板金工・打出し板金 86 かわらぶき・スレート施工 87 ガラス施工 88 塗装(注9)・木工塗装・木工塗装工 89 建築塗装・建築塗装工 90 金属塗装・金属塗装工 91 噴霧塗装 67 路面標示施工 92 最製作・量工 93 内板吐上げ施工・水土上げ施工・水土上げ施工・水土上が施工・表談・表具工 94 熱経縁施工 95 建果製作・産工 95 建果製作・産工 96 盗園 97 防水施工			78	築炉・築炉工・ れんが積み							8														П
### 80 石工・石材施工・石積沙 8	業能力開発促進法(79	プロック建築・プロック建築工・コンクリート積みプロック施工					8		8														П
81 鉄工(注2)・製罐 82 鉄筋組立て・鉄筋施工(注3) 83 工場板金 84 板金・建築板金・板金工(注4) 85 板金・板金工・打出し板金 86 かわらぶち・スレート施工 87 ガラス施工 89 建築定装・建築定装・ 89 建築定装・金属塗装工 90 金属塗装・金属塗装工 91 噴霧塗装 67 路面標示施工 92 豊製作・豊工 93 内限仕上が施工・カーテン施工・天井仕上が施工・承仕上が施工・表は、表員・表員工 94 熱総総施工 95 建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンヴォール施工・サッシ施工 96 造園 97 防水施工			80	石工・石材施工・石積み					8																П
日本語画 19 19 19 19 19 19 19 1			81	鉄工(注2)・製罐																					П
### 83 工場板金 84 板金・建築板金・板金工 (注4) 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8		格証	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(注3)									8												
書 84 板金・板金工(注4) 8 <			83	工場板金											8										П
 ※ 85 板金・板金工・打出し板金 86 かわらぶき・スレート施工 87 ガラス施工 88 塗装 (注9)・木工塗装・木工塗装工 89 建築塗装・建築塗装工 90 金属塗装・金属塗装工 91 噴霧塗装 67 路面標示施工 92 量製作・量工 93 内族仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・疾仕上げ施工・表装・表具・表具工 94 熟絶縁施工 95 建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工 96 造園 97 防水施工 88 89 80 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 80 80			84	板金・建築板金・板金工(注4)					8						8										П
87 ガラス施工 88 塗装 (注9)・木工塗装・木工塗装工 89 建築塗装・建築塗装工 90 金属塗装・金属塗装工 91 噴霧塗装 67 路面標示施工 92 畳製作・畳工 93 内核仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 94 熟給縁施工 95 建具製作・建具工・木工 (注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工 96 造園 97 防水施工 8 8 9 6 7 大井仕上げ施工・床仕上げ施工・未装・表具・表具工 9 2 8 3 9 3 8 3 9 3 8 3 9 3 8 3 9 3 8 3 9 3 8 3 9 4 8 4 9 6 9 6 8 6 8 6 9 6 8 7 8 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8			85	板金・板金工・打出し板金											8										П
88 塗装(注9)・木工塗装・木工塗装工 89 建築塗装・建築塗装工 90 金属塗装・金属塗装工 91 噴霧塗装 67 路面標示施工 92 畳製作・畳工 93 内核仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 94 熟給縁施工 95 建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工 96 造園 97 防水施工	2		86	かわらぶき・スレート施工			-		8																П
89 建築塗装・建築塗装工 90 金属塗装・金属塗装工 91 噴霧塗装 67 路面標示施工 92 畳製作・畳工 93 内核性上げ施工・カーテン施工・天井性上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 94 熟総縁施工 95 建具製作・建具工・木工 (注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工 96 造園 97 防水施工			87	ガラス施工												8									
90 金属塗装・金属塗装工 8 91 噴霧塗装 8 67 路面標示施工 8 92 畳製作・畳工 8 93 内限仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 8 94 熟絶縁施工 8 95 建具製作・建具工・木工 (注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工 8 96 造園 8 97 防水施工 8			88	塗装(注9)・木工塗装・木工塗装工												8	3								
91			89	建築塗装•建築塗装工			-									8	3								
67 路面標示施工 92 畳製作・畳工 93 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・表装・表具・表具工 94 熟絶縁施工 95 建具製作・建具工・木工 (注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工 96 造園 97 防水施工 8 8 8 8 8 8 9 3 8 9 6 7 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 9 6 7 8 9 8 8 8 </td <td>90</td> <td>金属塗装・金属塗装工</td> <td></td> <td>8</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>Т</td> <td></td>			90	金属塗装・金属塗装工												8	3							Т	
92 畳製作・畳工 8 93 内線仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表奏・表具・表具工 8 94 熟絶縁施工 8 95 建具製作・建具工・木工 (注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工 8 96 造園 97 防水施工 8			91	噴霧塗装												8	3							Т	П
93 内核性上げ施工・カーテン施工・天井性上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 8 94 熟絶縁施工 8 95 建具製作・建具工・木工 (注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工 8 96 造園 8 97 防水施工 8			67	路面標示施工												8	3							Т	П
94 熱絶縁施工 95 建具製作・建具工・木工 (注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工 96 造園 97 防水施工			92	畳製作 ・ 畳工														8						Т	П
95 建具製作・建具工・木工 (注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工 8 96 造園 97 防水施工 8			93	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工														8						Т	П
96 造園 97 防水施工			94	熟絕緣施工															8	3					
97 防水施工 8			95	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工																		8			
			96	造園			-																		
98 さく井 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8			97	防水施工													8								
			98	さく井													I		Ι		8	3			

%2 職業能力開発促進法による資格で専任技術者となる場合、等級区分が2級の方は、合格後3年以上0実務経験を要します。 ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は必要な実務経験が1年以上となります。

特定建設業指定7業種(建設業法施行令第5条の2) 建設業の種類 資格区分 【必要な実務経験年数※1】 土建大左と石屋電管タ鯛筋舗し板ガ塗防内機絶通園井具水消清解 [1年] 地すべり防止工事 (地すべり防止工事士) 8 18 8 基礎ぐい工事(基礎施工士) 建築設備士 [1年] 62 計装 (一級の計装士) [1年] 解体工事 (解体工事施工技士) 60 登録電気工事基幹技能者 登録橋梁基幹技能者 8 登録造園基幹技能者 登録コンクリート圧送基幹技能者 8 登録防水基幹技能者 登録トンネル基幹技能者 8 登録建設塗装基幹技能者 登録左官基幹技能者 8 登録機械土工基幹技能者 8 登録海上起重基幹技能者 登録PC基幹技能者 8 8 登録鉄筋基幹技能者 8 8 登録圧接基幹技能者 登録型枠基幹技能者 8 登録配管基幹技能者 登録鳶・土工基幹技能者 8 登録切断穿孔基幹技能者 8 登録内装仕上工事基幹技能者 登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者 36 基幹技能者(注10) 登録エクステリア基幹技能者 88 8 登録建築板余基幹技能者 登録外壁什上基幹技能者 8 88 登録ダクト基幹技能者 登録保温保冷基幹技能者 登録グラウト基幹技能者 8 登録冷凍空調基幹技能者 登録運動施設基幹技能者 8 登録基礎工基幹技能者 8 登録タイル張り基幹技能者 8 登録標識 • 路面標示基幹技能者 登録消火設備基幹技能者 登録建築大工基幹技能者 8 登録硝子工事基幹技能者 登録ALC基幹技能者 8 登録土工基幹技能者 8 登録解体基幹技能者 登録圧入工基幹技能者 8 登録送電線工事基幹技能者 8 8 登録さく井基幹技能者 8 建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号(上記コード11~98に該 その他 99 88888 8 8 88888888 888888 当するものを除く)及び第3号該当

※1: 資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しの他に様式第九号(実務経験証明書)が必要になります。

土建大左と石屋電管タ鯛筋舗し板刀塗防内機絶通園井具水消清解

- (注1) 配管:職業訓練法施行令の一部を改正する法令(昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。)による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工:昭和48年改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3)鉄筋施工:昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあっては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」とするものの 双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工:屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあっては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
- (注5) 木工:昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあっては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。
- (注6) 平成27年度までの合格者の場合、解体工事業の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。
- (注7) 当面の間、解体工事業の有資格者となるには、解体工事に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習の受講が必要になります。
- (注8) 2級の場合、解体工事業の配置技術者となるには、解体工事に係る3年以上の実務経験が必要になります。
- (注9) 塗装:昭和48年改正政令による改正後の塗装とするものにあっては、選択科目をどの作業としても「塗装」に該当します。
- (注 10) 建設業法施行規則第18条の3第2項第2号の登録基幹技能者講習を修了し、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合に認められます。(実務経験を有する建設業の種類について建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たすと認められることが記載されている講習修了証が必要になります。)
- (注11)令和3年3月31日以前の合格者の場合「建設機械施工技士」といいます。
- (注12) 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を終了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。